

第 73 回

職員の給与等に関する報告および勧告

令和 5 年 10 月

福井県人事委員会

写

人委第242号
令和5年10月2日

福井県議会議長 西本 正俊 様
福井県知事 杉本 達治 様

福井県人事委員会
委員長 野村 直之

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第8条、第14条および第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 職 員 の 給 与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員、企業職員および臨時・非常勤の職員等を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「令和5年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、12,975人であって、これらに在職者の平均年齢は41.1歳であり、また、その男女別構成は男55.9%、女44.1%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料323,508円、扶養手当8,864円、地域手当5,223円、計337,595円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料347,029円、扶養手当8,280円、地域手当6,064円、計361,373円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

区 分		給料表									全給料表
		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	
平均 給 与 月 額	給 料	323,508	317,839	389,850	362,836	345,777	486,324	311,641	310,760	329,585	347,029
	扶養手当	8,864	12,003	9,230	6,431	8,279	15,756	6,232	4,732	2,500	8,280
	地域手当	5,223	4,730	5,614	5,255	5,055	80,667	4,498	4,429	4,649	6,064
	計(円)	337,595	334,573	404,694	374,522	359,111	582,747	322,371	319,923	336,734	361,373
在職者数(人)		3,481	1,729	1,914	4,299	306	156	272	798	20	12,975
性別 (人)	男	2,249	1,527	1,053	1,864	225	123	111	94	1	7,247
	女	1,232	202	861	2,435	81	33	161	704	19	5,728
学歴 (人)	大 学	2,690	1,124	1,778	4,222	297	156	215	295	14	10,791
	短 大	312	26	54	77	7		57	491	6	1,030
	高 校	478	579	81		1			12		1,151
	中 学	1		1		1					3
平均年齢(歳)		41.4	36.9	44.8	41.6	41.2	44.3	38.4	37.5	37.9	41.1
平均経年数(年)		19.6	15.5	22.2	19.0	18.3	21.1	16.0	15.7	15.6	18.8

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、これらの合計が計と一致しない場合がある。

3 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

4 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は4,997人で、全職員の38.5%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は0.8人(受給職員平均では2.0人)となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,280円(受給職員平均では21,500円)となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	4,997	38.5	0.8 〔受給職員 平均では 2.0〕	8,280 〔受給職員 平均では 21,500〕
扶養親族 1人	1,625	12.5		
2人	1,943	15.0		
3人	1,100	8.5		
4人	288	2.2		
5人	34	0.3		
6人以上	7	0.0		
扶養手当非受給職員	7,978	61.5		
計	12,975	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は2,271人で全職員の17.5%を占めている。

なお、受給職員1人当たりの平均手当月額は25,202円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分			該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
			人員(人)	割合(%)	
住 居 手 当 受 給 職 員			2,271	100.0	
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	13	0.6	25,202
		手当額11,000円を超え28,000円未満の受給者	1,382	60.9	
		手当額28,000円の受給者	876	38.6	

(注) 「割合」は小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が100%と一致しない場合がある。

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第4表に掲げるとおり受給職員は10,774人で全職員の83.0%を占めており、その内訳は交通機関等利用者647人(6.0%)、交通用具使用者9,866人(91.6%)、併用者261人(2.4%)となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、受給職員1人当たりの平均手当月額は10,166円となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は9,572人(88.8%)を占めている。

第4表 通勤手当の支給状況

通勤方法	区 分	該 当 職 員		受給職員平均 手当月額(円)
		人 員(人)	割 合(%)	
受 給 職 員 計		10,774	100.0	
交通機関等利用者		647	6.0	(100.0)
55,000円までの者		646	6.0	(99.8)
55,000円を超える者		1	0.0	(0.2)
交通用具使用者		9,866	91.6	(100.0)
自転車		286	2.7	(2.9)
原動機付自転車等		8	0.1	(0.1)
自動車		9,572	88.8	(97.0)
併 用 者		261	2.4	(100.0)
55,000円までの者		261	2.4	(100.0)
55,000円を超える者		0	0.0	(0.0)

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ100としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 413 事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 110 事業所を対象に、「令和 5 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 3,935 人および研究員、教員等 54 職種の 414 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。同時に、給与改定の状況や諸手当の支給状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は 55.1%（昨年 42.3%）、ベースアップを中止した事業所は 3.5%（同 3.0%）、ベースダウンを実施した事業所は 1.3%（同 0.0%）となっている。

また、第 6 表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は 90.7%（昨年 89.1%）となっている。昇給額が、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 41.8%（昨年 28.5%）、減額となっている事業所の割合は 1.6%（同 1.5%）、変化のない事業所が 47.3%（同 59.1%）となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
係 員	55.1	3.5	1.3	40.1
課 長 級	47.5	3.7	1.4	47.4

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	90.7	90.7	41.8	1.6	47.3	0.0	9.3
課 長 級	87.7	87.7	38.5	1.7	47.5	0.0	12.3

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第7表に示すとおりとなっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	11,365円
配偶者と子1人	15,723円
配偶者と子2人	19,874円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については6,500円、配偶者以外については、子1人につき10,000円、父母等1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「令和5年福井県職員給与実態調査」および「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、ラスパイレス比較(注1)し、その較差を算定したところ、第8表に示すとおり、民間給与が職員給与を3,149円(0.88%)上回っている。

第8表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	359,220円
職員給与(注2) (B)	356,071円
較 差 (A) - (B)	3,149円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.88%

(注1) 職員の構成を役職段階、学歴、年齢階層別に区分し、4月分の職員の平均給与月額と、これと条件を同じくする民間の平均給与月額のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較(新規学卒の採用者は含まれていない。)

(注2) 職員給与には、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当等を含む。

(2) 特別給

「令和5年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第9表に示すとおり所定内給与月額の4.48月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数4.40月を上回っている。

第9表 民間における特別給の支給状況

項 目	事務・技術等従業員	
平均給与月額	下半期 (A1)	342,958円
	上半期 (A2)	346,276円
特別給の支給額	下半期 (B1)	769,797円
	上半期 (B2)	774,936円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.24月分
	上半期 (B2/A2)	2.24月分
年 間 の 合 計	4.48月分	

(注) 下半期とは令和4年8月から令和5年1月まで、上半期とは令和5年2月から令和5年7月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、福井市においては昨年4月と比べ3.5%の上昇となっている。

また、家計調査（総務省）の結果を基礎に算定した福井市における2人世帯、3人世帯、4人世帯および5人世帯の標準生計費は、それぞれ104,500円、142,500円、180,540円、218,530円となった。

（参考資料第17表、第19表）

(2) 雇用情勢

労働力調査（総務省）によれば、本年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から変化がなく2.6%（季節調整値）となっている。

また、一般職業紹介状況（厚生労働省）によれば、本年4月の有効求人倍率は、全国では昨年4月と比べ0.08ポイント上昇して1.32倍（季節調整値）、福井県では昨年4月と比べ0.03ポイント低下して1.84倍（季節調整値）となっている。

（参考資料第19表）

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子

基本的な考え方

社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠

※ 職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

※「Well-being」とは、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にいかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年引上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のペースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要がある。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

- 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

- 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

2 給与改定の内容と考え方 [実施時期:令和5年4月1日(ボーナスは、法律の公布日)]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定[内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]
- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225月	1.225月
以降 勤勉手当	1.025月	1.025月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

1

人材の確保への対応

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇
 - ・ 新卒初任給の引上げ
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ② 民間人材等の処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 特定任期付職員のボーナス拡充
 - ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

2

組織パフォーマンスの向上

役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化

- ① 役割や活躍に応じた処遇
 - ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲)
 - ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
 - ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
 - ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲)
- ② 円滑な配置等への対応
 - ・ 地域手当の大きくくり化
 - ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し
 - ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3

働き方やライフスタイルの多様化への対応

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し

- ・ 扶養手当の見直し
- ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】
- ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲)
- ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について、次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差等に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を3,149円(0.88%)下回っていた。また、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合は4.48月で、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)が民間事業所の特別給を0.08月下回っていた。

本委員会としては、本年の職種別民間給与実態調査の結果や国家公務員の給与制度および人事院勧告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給与および特別給の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

なお、人事院は、本年の「公務員人事管理に関する報告」において、令和6年に向けて国家公務員の給与制度の整備について検討する事項の骨格案を示しているが、示された各取組みは、現下の国家公務員人事管理における重要な課題の解決に必要な給与制度を整備するものであり、今後、令和6年までに成案を示し、施策を講じられるよう、関係者と意見交換を行いつつ、検討作業を進めるとしている。本県においても、国や他の自治体の状況を踏まえた所要の検討を行うことが必要である。

ア 改定すべき事項

(ア) 給料

給料表については、職員の月例給与が民間給与を下回る事となったことから、人事院勧告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、公民較差を踏まえた所要の引上げ改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

医師および歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告を勘案し、所要の改定を行う必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勧告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。支給月数の引上げ分は、期末手当および勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当および勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和6年度以降においては、期末手当および勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期および12月期で均等になるよう定めることとする。

イ 改定の実施時期

この給与改定は、令和5年4月1日から実施することとする。

(2) 仕事と家庭の両立支援

本格的な少子高齢化を迎え働き方に関する価値観やライフスタイルが多様化する中、個々の職員がその希望や置かれている事情に応じた働き方を選択できることが重要である。男女が共に家庭や地域における責任を担いつつ、ワーク・ライフ・バランスを実現できる勤務環境を整備することは、職員の福祉を増進し、公務能率や県民サービスの向上、今後の多様で有能な人材の確保の観点からも重要である。

各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法および女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画を策定し、職員の仕事と家庭の両立支援などに取り組んでいる。仕事と家庭の両立支援に加え女性の活躍推進の面からも、男性の育児参加が重要であることから、現計画においては、特に男性職員の子育て応援のために「育児に伴い合計1か月以上の休暇・休業を取得する男性職員の割合」や「男性の育児参加を目的とした特別休暇の取得率」などを目標値としている。

本県では、令和3年4月に職員の不妊治療のための休暇を国に先駆けて設け、また育児休業の分割取得を可能とするなど制度の充実に努めているが、任命権者においては、休暇制度等の趣旨や内容の周知徹底を図り、制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、休暇・休業を取得する職員の業務を職場全体でサポートできるように職場環境を整えることが重要である。

年次休暇の取得促進については、各任命権者が策定している特定事業主行動計画において取得日数の目標値が定められているところであるが、民間労働法制における時季指定の措置も踏まえ、実績の把握や休暇計画表の活用等により休暇の取得促進が望まれる。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を機に導入・拡充されたテレワークや早出遅出勤務については利用者が増加し、制度利用が定着してきたところであるが、ワーク・ライフ・バランスの実現を促す働き方として、利用をさらに促進させる必要がある。テレワークの普及に際しては、在宅での勤務により職員の光熱・水道費等の負担が生じることから、今後、テレワークを中心とした働き方をする職員の経済的負担を軽減するための新たな手当等の検討も必要である。

国や一部の自治体で導入されているフレックスタイム制については、本県においても本年4月から導入されたところであるが、その活用状況を検証しつつ、8月に人事院が勧告した国の制度の柔軟化の内容にも注視して制度拡充の検討を進め、個々の職員の事情に応じた柔軟で効率的な働き方を推進し、多様な人材がその能力を十分に発揮し、活躍できる環境づくりが重要である。

(3) 職員の健康管理

職員の心身両面における健康づくりは、職員やその家族にとって大切であるばかりでなく、職員が高い意欲を持って能力を十分に発揮し、県民に対して質の高い行政サービスを継続的に提供するという観点からも重要である。

心身の健康づくりのためには、予防や早期発見・早期対応に取り組むことが肝要であり、各任命権者においては、定期健診やメンタルヘルスに関する研修の実施、相談体制の充実などの様々な取り組みを行っている。特にメンタルヘルスの面においては、長期間職場を離れた職員の円滑な職場復帰や再発防止を目指す職場復帰支援制度を実施しており、今後もこれらに積極的

に取り組み、より充実したものとしていくことが望まれる。

職場管理者にあっては、日頃から職員とコミュニケーションを図り、日常的な行動や健康状態の適切な把握、職員からの相談への適切な対応、職員の健康状態に配慮した業務分担の変更等に引き続き努める必要がある。個々の職員においても自らの心身の健康状態を把握し、早期に相談窓口で相談するなどのセルフケアに努めることが必要である。

また、職場管理者は、全ての職員にストレスチェックの受検を積極的に働きかけ、職務上のストレス要因を分析した上で職場環境の改善を図り、ストレスチェック実施者は高ストレスと判断された職員に面接指導の申出を勧奨しメンタルヘルスの不調を未然に防止することが重要である。なお、それぞれの部署により繁忙期が異なることなどを考慮して、より適切な時期にストレスチェックを実施するなどの検討も望まれる。さらに、長時間労働に起因した高ストレスと判断される職員には医師による面接指導を勧奨するほか、各任命権者が勤務間インターバルの確保に努める責務を明確にするため、民間と同様に努力義務とする規定を設けることにより、生活時間を確保し生産性の高い働き方が可能となるよう配慮することが必要である。

なお、安全で健康に働くことのできる職場づくりのため、各任命権者においては、労働基準法や労働安全衛生法などの労働関係法令の規定により義務付けられている報告・届出等を適切に行い、職場の労働環境や職員の勤務実態を把握するとともに、労働安全や勤務条件の管理を適切に実施するよう徹底する必要がある。

(4) 超過勤務時間の縮減

超過勤務時間の縮減は、職員の心身両面の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、さらには公務能率の向上という観点から極めて重要な課題であり、女性の活躍推進に向けた環境整備を図るという面からも必要である。

また、少子高齢化や厳しい人材確保競争の中で、多様で有能な人材を確保し、職員が意欲を持って働くことを可能とするためにも、重要な課題となっている。

本県においては、超過勤務命令を行うことができる上限時間（原則、1箇月に45時間かつ1年に360時間）を設定し、各任命権者においては、この遵守を徹底するとともに、超過勤務時間の縮減に向けて、全庁一斉消灯退庁日（ライトダウンデー）の拡充実施、所属長による声掛けの徹底や部長会議における超過勤務の状況の共有など、全庁的な取り組みが行われている。また、RPA（業務の自動処理技術）による定型業務の自動化など、DXの推進による業務の効率化は一定の効果を上げている。

任命権者においては、超過勤務のさらなる縮減に向けて引き続き、業務のスリム化・効率化などを進めるとともに、適正な人員配置に取り組む必要がある。DXの推進については、福井県DX推進プログラムに基づき電子決裁、RPAの活用やビッグデータの利用に加え、実証中の生成AIの業務への有効活用などにより行政のさらなるデジタル化を推進していくとともに、これらの取り組みを着実に推し進めるため、「福井県職員デジタル人材育成方針」に基づき、全ての職員がデジタル技術やデータの利活用に関するスキル・マインド・知識・リテラシーを深め、それらを手段の一つとして使いこなせるよう育成することが重要である。

職場管理者にあっては、自らが先頭に立って仕事の進め方を見直すとともに、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、災害対応などの特例業務の状況にも配慮して所属内の業務の平準化を図り、超過勤務の事前命令および実績管理を徹底するなど、職員の勤務管理を適切に行う

ことが必要である。また、職員一人ひとりにおいても、コスト意識を持って、日頃から計画的かつ効率的に業務に取り組むため、管理職員、一般職員それぞれに対する研修により、タイムマネジメント能力の高い職員を育成する必要がある。

さらに、業務の合理化等を行ってもなお長時間の超過勤務により対応せざるを得ない場合には、各任命権者において、業務量に応じた柔軟な人員配置や必要な人員の速やかな確保に努める必要がある。

なお、テレワークや早出遅出勤務など場所や時間にとられない新しい働き方に対応した勤務管理の方法として、職員の業務端末の使用時間の記録等を利用して勤務の実態を客観的に把握するシステムを活用し、その集計・分析を通じて勤務時間を適切に管理し業務分担を見直すなど、長時間勤務の抑制に繋げることが重要である。

(5) 学校現場における負担軽減

学校現場を取り巻く環境は以前から複雑化・多様化し、保護者や地域からの学校に対する期待が高まっていることなどから、業務が積み上がり危機的な状況とも言える教職員の勤務環境の改善が課題となってきた。

教育委員会においては、「福井県教育委員会が行う義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定し、時間外の在校等時間の上限を原則1箇月に45時間かつ1年に360時間とする方針を定めた。引き続き、在校等時間の縮減を図るため、業務の見直しや効率化の推進を図るとともに、学校や教職員の業務改善が着実にされるようフォローアップをしていく必要がある。

また、学校運営支援員や部活動指導員などの外部人材の配置拡大による業務の負担軽減、学校現場におけるDXの推進等による教職員の事務作業の効率化、学校事務の共同実施の機能強化、部活動休養日の徹底等の部活動指導の負担軽減などについて、引き続き、強い取組み姿勢を持って進めていくことが重要である。

さらに、公立学校の教員採用試験の志願者倍率が、過去10年間で6倍台から、近年は3倍台の低水準で推移する中、優れた人材の確保が困難となることが懸念されている。質の高い教育や個々の児童生徒に応じた指導を継続して行うためには、学校現場における働きやすい環境の整備を進め、教職員の確保を図るとともに、専門的な業務を担う養護教諭や栄養教諭の適正配置および代替教職員の速やかな補充に努める必要がある。

なお、学校現場における働き方改革の実効性を高めるためには、校長等は、率先して業務の見直しや効率化、合理化を図るとともに、教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底し、業務や勤務時間の割振りを適正に行うなど、リーダーシップをもって組織マネジメントを行う必要がある。

また、保護者などからの要望や提案等への対応が長時間の時間外勤務や精神的な負担の要因になっている実態にも配慮し、教職員が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応することも必要であり、さらに、過剰な苦情や不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案については、教育委員会等の行政の責任において対応する体制の構築が重要である。

(6) 人材の確保・育成

社会情勢の急速な変化に伴い、複雑化・高度化が進んでいる行政需要に迅速かつ的確に対応するためには、多様で有能な人材を確保することが組織全体として取り組むべき重要な課題であるとともに、職員の能力を高めるために効果的な育成を行っていくことも重要である。

近年、県職員採用試験の申込者数が伸び悩むなど人材確保が厳しい状況の中、本県では、民間企業の選考の早期化や国家公務員試験の試験日程が前倒しになっていることを踏まえ、I種試験の一部職種で試験日程の前倒しを行うとともに、民間企業で広く使用されているSPI3の試験方法を全国の主要都市等に設置される試験会場やオンラインで受験できる方法にするなどの見直しを行っているほか、県職員の仕事のやりがいや魅力を伝えるため、WEB説明会や現場見学会の開催、SNSやパンフレット等による情報発信を進めているところである。

今後も、人材獲得で競合する民間や国家公務員の採用試験の早期化に対応し、多くの意欲ある人に県職員を志望してもらえよう、職員採用試験の更なる前倒しや対象職種の拡大など、受験しやすい試験の実施方法について検討を行うとともに、対面やオンラインなど様々な手法を活用して情報発信を強化していくことが必要である。

人材確保が重要な課題となっている状況は、公立学校の教員についても同様であり、令和6年度採用選考試験から、大学3年時に第1次選考を受験可能とするなどの対策を講じているところであるが、有能な人材を確保し質の高い教育を維持するため、更なる検討を行う必要がある。

人材の育成については、若手職員を中心として自らのキャリアを主体的に考える機会や、そのキャリアを実現するための学びの場を一層充実していくことが求められ、先輩職員をロールモデルとし自らのキャリアを考える研修等の拡充や職場単位で各自のキャリア形成を考える仕組みを設けるなどの取組みを進めることが重要である。主体的な学びが仕事にいかされることにより働きがいを感じたり、キャリア形成を実感したりできる環境は、働く場としての職場の魅力を上向きさせ、多様で有能な人材の確保にも繋がるものである。

採用試験の多様化により民間企業経験者の採用が増加している現状も踏まえ、業務に必要なスキルや伸ばしていきたい分野の知識を修得し、早期に職場への適応が可能となる環境の整備が重要である。

また、初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における職員の能力・実績や職責を給与に一層的確に反映させるため、職務・職責に応じた適切な昇格運用や国の状況を踏まえた所要の検討を行うことが必要である。

さらに、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が能力を発揮し活躍できる環境の整備が必要であり、特定事業主行動計画における女性管理職員の割合などの目標値の達成に向けて女性職員のキャリア形成やスキルアップを目指した研修の実施、仕事と家庭の両立支援の充実などにより一層取り組むことが重要である。

(7) 定年引上げへの対応

令和5年4月からの定年引上げに伴い、60歳以上の高齢期職員の割合が相対的に高まり、役職定年制が導入される中、高齢期職員の幅広い職務における活躍を促し、多様な知識や経験を公務内で積極的に活用するため、その役割を明確化し、本人のモチベーションを維持しながら組織への貢献を高める人事管理の在り方の検討なども進める必要がある。

任命権者においては、高齢期職員の働き方を考慮して退職者数等の動向を見通した上で、質の高い行政サービスを安定的に提供する体制を確保するため、年齢構成に偏りが生じないように一定の新規採用を継続するなど、毎年の退職者の補充を基本とした従来の採用とは異なる対応が必要となることを想定し、必要な人員を計画的に採用する必要がある。

また、定年引上げに伴い高齢期職員が多様な働き方を選択することが可能となるが、任命権者においては、高齢期職員が自らのライフプランに合った働き方を選択できるよう、情報提供や研修の実施、能力を発揮しやすい職務の検討などサポート体制を充実させるとともに、高齢期職員自身も職務に有用な専門性を高めるよう努め、制度が円滑に運用されることが重要である。

(8) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントについては、組織の正常な業務運営の障害となるとともに職員の勤労意欲を減退させ、ひいては精神疾患に陥る職員を発生させる要因ともなり得るものであり、労働施策総合推進法などにより、事業主に対してハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置が義務付けられている。人事相談所に寄せられる相談内容として最も多いのはハラスメント関係であり、ハラスメントに対する職員の意識が高まっていることがうかがえる。

これまで各任命権者においては、相談窓口の設置、ハラスメント防止ハンドブックの整備、職員研修の実施など、その防止対策に努めているところであるが、これらの実効性を高めるため職員や職場管理者への周知・啓発をさらに図るとともに、相談しやすい環境の確保のため積極的に取り組んでいく必要がある。

特に、職場管理者にあっては、ハラスメント防止対策に十分配慮し、職場秩序が良好に保たれているか日頃から目を配り、管理職員としての役割やあるべき行動等の重要性を認識しつつ引き続きハラスメントを根絶する強い意志を持って対策に取り組んでいくことが必要である。

また、ハラスメントの事実が確認された場合には、その背景を分析した上で再発防止策を講じるなど迅速かつ適切な対応を取るとともに、プライバシーの保護などの措置も併せて講じるべきである。

(9) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められる。

しかしながら、依然として交通法規違反や教職員によるわいせつ行為など公務に対する県民の信頼を大きく損なう事案の発生が後を絶たない。これらの事案の中には、服務規律の確保に努めるべき立場にある幹部職員による速度超過違反、警察職員による飲酒運転、学校事務職員による多額の学校徴収金の着服事案などが含まれ、県民の不信感を募らせる結果を招いている。

改めて職員一人ひとりが、自らの行動が県民の公務に対する信用に影響を与えることを強く認識し、公務の内外を問わず法令遵守を徹底していかなければならない。また、公務の執行者としての責務や公務の活動に要する費用は税金によって賄われていることを常に意識し、県民の信頼と期待に応えるという高い倫理観・使命感を持って、自らの行動を律するよう努め、全力で職務に精励することが必要である。

このため、各任命権者においては、職員研修等のあらゆる機会を通じ、これまで以上に職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および厳正な服務規律の確保を図ることが肝要である。

また、職場管理者においては、職員一人ひとりの勤務状況や勤務態度を常に把握し、日頃から適時適切な指示および指導を行うとともに、個人の資質の問題として片付けるのではなく、行為のきっかけとなる状況を組織的に防ぐ手立てを講じるため、職場における倫理観の向上に努め公務員倫理の徹底を図っていくことが必要である。特に、飲酒運転は重大な懲戒処分に至る事案であり、県民の信頼を著しく毀損する行為であることから、絶対に行わないよう綱紀粛正を徹底する必要がある。

(10) 非常勤職員の適切な処遇

現在、公務においては、多様化する行政ニーズに対応するため、臨時・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態の職員が重要な担い手として、能力を十分に発揮して働きやすい環境を整備することが必要不可欠となっている。

近年、有効求人倍率が上昇し人材獲得競争がし烈になり、非常勤職員の人材確保も厳しさを増す中、引き続き行政サービスの提供を支える人材を安定的に確保することができるような環境を整備するため、休暇・休業制度の充実が図られているが、任命権者においては適正な任用や勤務条件が確保されるよう、引き続き適切に対応していく必要がある。

なお、非常勤職員の任用と処遇の適正化のため令和2年度に創設された会計年度任用職員制度においては、現在、期末手当のみが支給可能であるが、国の非常勤職員に勤勉手当が支給される取扱いとの均衡の観点から、地方自治法の改正により会計年度任用職員にも勤勉手当の支給が可能となることを受け、令和6年度からの支給に向け検討し必要な準備を行う必要がある。

(11) 適正な給与の確保

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものである。また、給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、有能な人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、効率的な行政運営に寄与するものである。

議会および知事におかれては、このような給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）、福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒、高卒程度の試験採用職員の初任給を 10,700 円から 12,000 円程度引き上げるなど、初任給を始め若年層に重点を置いて現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表（一）の適用を受ける医師および歯科医師に対する支給月額を人事院勧告に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表（一）以外の給料表の適用を受ける医師および歯科医師で、医学または歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を人事院勧告に準じて改定すること。

イ 期末手当および勤勉手当について

(ア) 令和 5 年 12 月期の支給割合

α 特定幹部職員（同条例第 21 条第 2 項に規定する職員）以外の職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.2 月分から 0.05 月分引き上げ、1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.675 月分から 0.025 月分引き上げ、0.7 月分）とし、勤勉手当の支給割合を現行の 1.0 月分から 0.05 月分引き上げ、1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.475 月分から 0.025 月分引き上げ、0.5 月分）とすること。

β 特定幹部職員

12 月に支給される期末手当の支給割合を現行の 1.0 月分から 0.05 月分引き上げ、

1.05 月分(定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.575 月分から 0.025 月分引き上げ、0.6 月分)とし、勤勉手当の支給割合を現行の 1.2 月分から 0.05 月分引き上げ、1.25 月分(定年前再任用短時間勤務職員については、現行の 0.575 月分から 0.025 月分引き上げ、0.6 月分)とすること。

(イ) 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

α 特定幹部職員以外の職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.2 月分から 0.025 月分引き上げ、1.225 月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.675 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.6875 月分)とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.0 月分から 0.025 月分引き上げ、1.025 月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.475 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.4875 月分)とすること。

β 特定幹部職員

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.0 月分から 0.025 月分引き上げ、1.025 月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.575 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.5875 月分)とし、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.2 月分から 0.025 月分引き上げ、1.225 月分(定年前再任用短時間勤務職員については、それぞれ現行の 0.575 月分から 0.0125 月分引き上げ、0.5875 月分)とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和 5 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の 1.65 月分から 0.1 月分引き上げ、1.75 月分とすること。

イ 令和 6 年 6 月期以降の支給割合

6 月および 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の 1.65 月分から 0.05 月分引き上げ、1.7 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を現行の1.65月分から0.1月分引き上げ、1.75月分とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ現行の1.65月分から0.05月分引き上げ、1.7月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイおよび3の(2)のイについては、令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職級の 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額
定年前再任用短時間勤務員以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	305,400	345,200	410,300	459,900										
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	307,600	347,800	412,700	463,000										
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	309,800	350,300	415,200	466,000										
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	312,100	352,900	417,600	469,000										
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	314,300	355,400	419,500	472,000	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	403,800	444,900		
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	316,500	358,000	421,600	475,000	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	404,100	445,300		
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	318,800	360,400	423,700	478,000	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	404,400	445,600		
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	321,000	363,000	425,900	481,100	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	404,700	445,900		
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	323,100	365,500	427,800	483,800	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	405,000	446,200		
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	325,300	368,100	429,900	486,900	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	405,300			
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	327,500	370,500	432,000	489,900	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	405,600			
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	329,500	372,900	433,900	493,000	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	405,900			
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	331,500	374,800	435,600	495,700	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	406,200			
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	333,500	377,300	437,400	498,000	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	406,500			
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	335,400	379,600	439,300	500,300	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	406,800			
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	337,300	382,100	441,200	502,600	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	407,100			
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	339,200	384,500	443,000	504,600	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	407,300			
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	341,200	387,100	444,800	506,000	78	243,300	291,500	337,100	375,500	390,300	407,600			
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	343,200	389,700	446,600	507,500	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	407,900			
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	345,200	392,300	448,300	508,900	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	408,100			
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	347,000	394,600	450,100	510,100	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	408,300			
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	349,000	396,900	451,600	511,500	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	408,600			
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	350,900	399,100	453,000	513,000	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	408,900			
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	352,800	401,400	454,500	514,500	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	409,100			
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	354,500	403,200	455,900	515,600	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	409,300			
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	356,500	405,100	457,200	516,700	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	409,600			
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	358,300	407,000	458,500	517,900	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	409,900			
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	360,200	408,800	459,700	519,100	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	410,100			
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	362,100	410,600	460,700	520,100	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	410,300			
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	364,000	412,400	461,400	521,000	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	410,600			
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	365,900	414,200	462,200	521,900	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	410,900			
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	367,800	416,000	462,900	522,800	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	411,100			
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	369,700	417,600	463,600	523,600	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	411,300			
	34	209,300	253,300	287,000	329,600	357,100	371,600	419,100	464,400	524,500	94		295,900	343,600	382,500					
	35	210,600	254,100	288,000	331,500	358,800	373,500	420,600	465,100	525,200	95		296,200	344,100	382,900					
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	375,400	422,100	465,700	525,700	96		296,600	344,500	383,300					
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	376,900	423,600	466,200	526,400	97		296,800	344,700	383,600					
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	378,700	424,900	466,800	527,000	98		297,100	345,100	384,100					
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	380,500	426,200	467,400	527,800	99		297,500	345,500	384,500					
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	382,100	427,400	468,000	528,400	100		297,900	345,800	384,900					
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	383,800	428,600	468,500	528,900	101		298,100	346,100	385,200					
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	385,200	429,900	469,000		102		298,400	346,500	385,700					
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	386,600	431,200	469,400		103		298,800	346,900	386,100					
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	388,000	432,400	469,700		104		299,100	347,300	386,500					
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	389,400	433,600	470,000		105		299,300	347,800	386,800					
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	390,600	434,400			106		299,600	348,200						
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	391,800	435,200			107		300,000	348,600						
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	392,800	436,000			108		300,300	349,000						
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	393,900	436,600			109		300,500	349,500						
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	395,100	437,300			110		300,900	349,900						
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	396,200	438,000			111		301,300	350,200						
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	397,300	438,700			112		301,600	350,500						
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	398,000	439,500			113		301,800	351,000						
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	398,700	440,300			114		302,000							
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	399,400	440,700			115		302,300							
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	400,100	441,400			116		302,700							
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	400,700	441,900			117		302,900							
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	401,300	442,300			118		303,100							
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	401,800	442,700			119		303,400							
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	402,200	443,100			120		303,700							
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	402,600	443,500			121		304,100							
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	402,900	443,900			122		304,300							
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	403,200	444,300			123		304,600							
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000														

警察職給料表

職員の区分	職階の号	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額
定年前再任用短時間勤務員以外の職	1	188,100	204,100	227,900	265,300	302,500	326,500	351,800	384,600	425,000										
	2	189,900	205,800	229,900	266,800	304,300	328,600	354,000	386,800	426,800										
	3	191,800	207,600	231,700	268,200	306,000	330,600	356,200	388,700	428,700										
	4	193,500	209,400	233,500	269,600	307,800	332,600	358,100	390,600	430,600										
	5	194,900	211,300	235,500	271,100	309,300	334,600	360,000	392,300	432,000										
	6	196,800	213,400	237,000	272,400	311,100	336,100	362,000	394,300	433,600										
	7	198,600	215,700	238,500	273,600	313,000	337,600	364,000	396,100	435,200										
	8	200,500	217,900	240,100	274,800	314,900	339,100	365,800	397,900	436,700										
	9	202,100	219,800	242,000	275,800	316,500	340,600	367,500	399,600	438,100										
	10	203,800	221,900	243,600	277,000	318,500	342,800	369,500	401,500	439,800										
	11	205,500	224,000	245,300	278,200	320,500	345,000	371,500	403,500	441,400										
	12	207,200	225,800	246,800	279,300	322,500	347,000	373,500	405,500	442,800										
	13	208,900	227,600	248,500	280,400	324,400	348,800	375,300	407,100	443,700										
	14	210,900	229,400	250,400	281,700	326,000	350,800	377,300	409,200	445,300										
	15	213,000	231,100	252,200	282,700	327,500	352,700	379,300	411,200	447,100										
	16	215,000	232,700	254,000	283,700	329,000	354,600	381,300	413,300	448,900										
	17	217,100	234,600	255,300	284,400	330,500	356,500	382,900	415,000	450,400										
	18	218,900	236,000	256,800	285,800	332,700	358,500	384,900	416,600	452,200										
	19	220,800	237,400	258,300	287,100	334,800	360,400	386,800	418,200	454,000										
	20	222,700	238,800	259,700	288,400	336,900	362,400	388,800	419,800	455,700										
	21	224,600	240,400	261,100	289,400	338,600	364,100	390,500	421,300	457,300										
	22	226,400	241,900	261,900	290,400	340,400	366,000	392,600	422,900	459,000										
	23	228,000	243,500	262,700	291,600	342,200	367,800	394,600	424,300	460,600										
	24	229,500	245,100	263,600	292,700	344,000	369,700	396,600	425,700	462,400										
	25	231,400	246,700	264,500	293,600	345,900	371,400	398,100	426,800	463,900										
	26	232,800	248,300	265,600	295,100	347,900	373,400	400,100	428,200	465,300										
	27	234,100	249,900	266,700	296,700	349,800	375,400	402,100	429,700	466,800										
	28	235,500	251,400	267,600	298,200	351,600	377,400	404,200	431,200	468,100										
	29	237,200	252,400	268,400	299,800	353,400	379,200	405,700	432,500	469,300										
	30	238,900	253,900	269,400	301,500	355,500	381,300	407,500	434,200	470,000										
	31	240,500	255,400	270,500	303,200	357,300	383,300	409,100	435,800	470,700										
	32	242,000	256,800	271,400	304,900	359,200	385,300	410,800	437,400	471,400										
	33	243,500	258,000	271,900	306,200	360,600	387,100	412,400	438,800	471,900										
	34	245,200	259,000	273,100	307,800	362,600	389,200	413,900	440,500	472,700										
	35	246,800	259,900	274,100	309,500	364,500	391,200	415,400	442,200	473,400										
	36	248,400	260,800	275,100	311,100	366,500	393,100	416,800	443,800	474,000										
	37	249,400	261,800	275,700	312,700	368,400	394,800	418,000	445,200	474,300										
	38	250,900	263,000	276,600	314,100	370,500	396,200	419,500	445,900	474,900										
	39	252,400	264,100	277,400	315,600	372,400	397,500	421,000	446,600	475,400										
	40	253,800	264,900	278,200	317,100	374,400	398,800	422,400	447,300	475,900										
	41	255,000	265,800	279,000	318,400	376,300	399,800	423,900	447,700	476,400										
	42	255,900	266,800	280,000	319,900	378,400	400,900	425,200	448,300	476,800										
	43	256,800	267,800	280,900	321,400	380,400	401,900	426,400	449,000	477,200										
	44	257,600	268,600	281,700	322,900	382,400	402,900	427,600	449,600	477,600										
	45	258,400	269,200	282,500	324,400	384,100	404,000	428,600	450,400	477,900										
	46	259,400	270,300	283,700	326,100	385,800	405,200	429,300	451,100											
	47	260,300	271,200	284,900	327,800	387,400	406,300	430,100	451,600											
	48	260,900	272,300	286,200	329,400	389,000	407,400	430,900	452,100											
	49	261,500	273,000	287,600	330,800	390,200	408,600	431,400	452,600											
	50	262,400	273,900	289,200	332,200	391,200	409,400	431,800	452,900											
	51	263,300	274,800	290,500	333,600	392,200	410,200	432,200	453,200											
	52	264,200	275,600	291,800	335,200	393,200	410,800	432,500	453,600											
	53	264,700	276,400	293,200	336,700	394,300	411,300	432,800	454,000											
	54	265,900	277,100	294,700	338,300	395,400	412,000	433,200	454,200											
	55	266,700	277,900	296,100	339,900	396,500	412,700	433,500	454,500											
	56	267,800	278,700	297,500	341,500	397,600	413,300	433,800	454,700											
	57	268,500	279,400	298,700	342,400	398,900	414,000	434,100	455,100											
	58	269,300	280,700	300,300	344,100	399,700	414,400	434,400	455,300											
	59	270,000	281,900	301,900	345,700	400,500	415,000	434,700	455,500											
	60	270,700	283,200	303,200	347,300	401,100	415,600	435,000	455,700											
	61	271,300	284,500	304,500	348,900	401,600	416,000	435,300	456,100											
	62	271,900	285,900	306,000	350,600	402,300	416,600	435,600												
	63	272,500	287,100	307,400	352,200	403,000	417,100	435,900												
	64	273,100	288,500	308,700	353,900	403,700	417,600	436,200												
	65	273,800	289,800	310,000	355,400	404,000	418,100	436,500												
	66	274,800	290,900	311,600	357,000	404,700	418,700	436,800												
	67	275,800	292,000	313,000	358,500	405,400	419,100	437,100												
	68	276,600	293,100	314,400	360,000	405,900	419,600	437,400												
69	277,500	294,500	315,700	361,200	406,300	419,900	437,700													
70	278,700	295,900	317,100	362,600	406,800	420,300	438,100													
71	279,800	297,200	318,400	363,900	407,400	420,600	438,400													
72	281,000	298,300	319,800	365,300	408,100	421,000	438,800													
73	282,000	299,400	320,500	366,400	408,400	421,200	439,000													
74	283,000	300,500	322,000	367,600	408,800	421,500	439,200													
75	284,000	301,600	323,500	368,800	409,300	421,800	439,400													
76	285,000	302,700	325,200	370,000	409,800	422,100	439,600													
77	286,000	303,600	327,000	371,300	410,300	422,300	439,800													
78	287,100	305,000	328,700	372,50																

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の 号給	1 級	2 級	3 級	4 級					
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額					
	1	177,200	219,700	337,600	418,700	77	284,300	366,000	452,100	
	2	178,700	221,400	339,600	420,500	78	285,200	367,700	452,700	
	3	180,300	222,900	341,600	422,300	79	286,100	369,300	453,200	
	4	181,800	224,400	343,600	423,900	80	287,000	370,900	453,700	
	5	183,400	226,100	345,600	425,400	81	287,800	372,300	454,200	
	6	185,300	227,400	347,200	426,900	82	288,900	373,800	454,800	
	7	187,100	228,600	348,800	428,700	83	289,900	375,200	455,300	
	8	189,000	229,900	350,300	430,500	84	290,900	376,500	455,800	
	9	190,700	231,600	351,800	432,200	85	291,900	377,600	456,300	
	10	192,800	233,300	353,800	434,000	86	292,900	379,000	456,900	
	11	194,800	235,000	355,800	435,900	87	293,900	380,400	457,400	
	12	196,800	236,600	357,700	437,700	88	294,900	381,700	457,900	
	13	198,800	238,100	359,600	439,400	89	296,000	382,900	458,400	
	14	200,900	240,100	361,500	441,300	90	297,100	384,200		
	15	203,000	242,000	363,300	443,100	91	298,200	385,300		
	16	205,100	243,900	364,900	445,000	92	299,200	386,500		
	17	207,300	245,600	366,500	446,700	93	299,700	387,700		
	18	209,400	248,000	368,300	448,500	94	300,700	388,800		
	19	211,600	250,400	370,100	450,300	95	301,800	390,000		
	20	213,500	252,800	371,900	452,100	96	303,000	391,200		
	21	215,700	255,200	373,500	453,700	97	304,000	392,600		
	22	217,300	257,600	375,400	455,400	98	305,100	393,600		
	23	218,800	259,900	377,100	457,300	99	306,100	394,600		
	24	220,300	262,100	378,800	459,000	100	307,100	395,600		
	25	221,800	264,300	380,100	460,700	101	307,900	396,500		
	26	223,000	266,500	381,900	462,300	102	309,000	397,500		
	27	224,200	268,900	383,700	463,900	103	310,000	398,600		
	28	225,500	271,000	385,600	465,400	104	311,000	399,700		
	29	226,800	273,300	387,400	466,900	105	311,600	400,400		
	30	228,300	275,600	389,200	468,200	106	312,500	401,300		
	31	229,900	277,800	391,100	469,500	107	313,300	402,200		
	32	231,300	279,900	393,000	470,800	108	314,100	403,100		
	33	232,700	282,000	394,600	472,000	109	314,800	403,900		
	34	234,400	284,200	396,300	472,700	110	315,200	404,800		
	35	236,200	286,300	397,900	473,400	111	315,600	405,600		
	36	237,700	288,200	399,600	474,100	112	316,100	406,400		
	37	239,100	290,300	400,800	474,700	113	316,600	407,000		
	38	240,600	292,000	402,200	475,400	114	317,000	407,700		
	39	242,100	293,800	403,600	476,100	115	317,500	408,400		
	40	243,600	295,500	405,000	476,800	116	317,900	409,100		
	41	245,000	296,800	406,600	477,400	117	318,400	409,700		
	42	246,300	298,800	408,000	478,100	118	318,900	410,200		
	43	247,500	300,700	409,300	478,800	119	319,300	410,600		
	44	248,600	302,700	410,700	479,500	120	319,800	411,000		
	45	249,700	304,700	412,100	480,100	121	320,300	411,300		
	46	250,900	306,800	413,400	480,800	122	320,700	411,600		
	47	252,100	309,000	414,900	481,500	123	321,200	411,900		
	48	253,100	311,200	416,400	482,200	124	321,700	412,100		
	49	254,200	313,300	418,000	482,800	125	322,300	412,300		
	50	255,500	315,600	419,400		126	322,600	412,600		
	51	256,700	317,800	421,000		127	322,900	412,900		
	52	258,000	319,900	422,500		128	323,200	413,100		
	53	259,100	322,000	424,200		129	323,400	413,300		
	54	260,300	323,500	425,700		130	323,700	413,600		
	55	261,600	325,000	427,300		131	324,000	413,900		
	56	262,600	326,500	428,900		132	324,300	414,100		
	57	263,700	328,200	430,400		133	324,500	414,300		
	58	264,400	330,200	431,900		134	324,700	414,600		
	59	265,400	332,200	433,100		135	324,900	414,900		
	60	266,400	334,100	434,300		136	325,200	415,100		
	61	267,300	335,900	435,500		137	325,500	415,300		
	62	268,100	337,900	436,800		138	325,700	415,600		
	63	268,900	339,900	438,100		139	326,000	415,900		
	64	269,700	341,800	439,300		140	326,300	416,100		
	65	270,800	343,500	440,500		141	326,500	416,300		
	66	272,100	345,500	441,700		142	326,700	416,600		
	67	273,400	347,500	442,900		143	327,000	416,900		
	68	274,700	349,500	444,100		144	327,200	417,100		
	69	275,900	351,300	445,300		145	327,500	417,300		
	70	277,100	353,200	446,500		146	327,700	417,600		
	71	278,300	355,100	447,700		147	328,000	417,900		
	72	279,500	357,000	448,900		148	328,300	418,100		
	73	280,500	358,600	450,000		149	328,500	418,300		
	74	281,500	360,500	450,600		150	328,700	418,600		
	75	282,500	362,300	451,100		151	329,000	418,900		
	76	283,400	364,200	451,600		152	329,300	419,100		
						153	329,500	419,300		
	定年前 再任用 短時間 勤務 職員						基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
							円	円	円	円
							235,000	275,300	332,200	416,600

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の 区 分	職務の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
	1	177,200	193,400	303,200	408,500	81	286,300	350,400	419,700
	2	178,700	195,500	305,800	410,000	82	287,100	352,100	420,100
	3	180,300	197,600	308,600	411,500	83	287,900	353,500	420,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900	84	288,700	355,100	420,800
	5	183,400	201,900	313,300	414,200	85	289,600	356,300	421,100
	6	185,300	204,000	315,400	415,600	86	290,400	357,900	421,500
	7	187,100	206,100	317,500	417,000	87	291,100	359,400	421,900
	8	189,000	208,200	319,600	418,400	88	291,900	360,900	422,200
	9	190,700	210,400	321,600	419,800	89	292,800	362,200	422,500
	10	192,800	212,800	323,800	421,200	90	293,700	363,500	422,800
	11	194,800	215,100	326,100	422,600	91	294,600	364,800	423,100
	12	196,800	217,300	328,400	423,900	92	295,300	366,200	423,300
	13	198,800	219,700	330,600	425,200	93	295,600	367,600	423,500
	14	200,900	221,400	332,400	426,600	94	296,300	368,900	423,800
	15	203,000	222,900	334,200	428,000	95	297,000	370,100	424,100
	16	205,100	224,400	335,900	429,400	96	297,700	371,200	424,300
	17	207,300	226,100	337,600	430,600	97	298,400	372,200	424,500
	18	209,400	227,400	339,600	431,900	98	299,200	373,200	424,800
	19	211,600	228,600	341,600	433,100	99	300,000	374,200	425,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400	100	300,700	375,100	425,300
	21	215,700	231,600	345,600	435,500	101	301,400	375,900	425,500
	22	217,300	233,300	347,200	436,700	102	301,800	376,900	425,800
	23	218,800	235,000	348,800	438,000	103	302,200	377,800	426,100
	24	220,300	236,600	350,300	439,300	104	302,600	378,700	426,300
	25	221,800	238,100	351,800	440,600	105	302,800	379,500	426,500
	26	222,900	240,100	353,600	441,800	106	303,100	380,400	
	27	224,000	242,000	355,300	442,800	107	303,400	381,300	
	28	225,200	243,900	357,000	443,900	108	303,600	382,200	
	29	226,700	245,600	358,600	445,100	109	303,800	383,000	
	30	228,200	248,000	360,200	445,900	110	304,000	384,000	
	31	229,700	250,400	361,800	446,700	111	304,300	384,900	
	32	231,200	252,800	363,300	447,600	112	304,600	385,800	
	33	232,500	255,200	364,600	448,500	113	304,800	386,400	
	34	234,100	257,600	366,100	449,000	114	305,000	387,300	
	35	235,800	259,900	367,600	449,500	115	305,200	388,200	
	36	237,200	262,100	369,300	450,000	116	305,500	389,100	
	37	238,500	264,300	371,000	450,500	117	305,800	389,900	
	38	239,900	266,500	372,500	451,000	118	306,000	390,600	
	39	241,300	268,900	373,800	451,500	119	306,300	391,400	
	40	242,700	271,000	375,200	452,000	120	306,600	392,200	
	41	244,000	273,300	376,300	452,500	121	306,800	392,800	
	42	245,300	275,600	377,700	453,000	122	307,000	393,600	
	43	246,500	277,800	379,100	453,500	123	307,200	394,300	
	44	247,800	279,900	380,600	454,000	124	307,500	395,000	
	45	249,100	282,000	382,000	454,500	125	307,800	395,600	
	46	250,400	284,200	383,600	455,000	126		396,300	
	47	251,600	286,300	385,100	455,500	127		396,800	
	48	252,700	288,200	386,600	456,000	128		397,400	
	49	253,800	290,300	387,900	456,500	129		398,100	
	50	255,100	292,000	389,400		130		398,700	
	51	256,400	293,800	390,800		131		399,200	
	52	257,400	295,500	392,100		132		399,700	
	53	258,500	296,800	393,300		133		400,000	
	54	259,900	298,800	394,600		134		400,300	
	55	260,900	300,700	395,700		135		400,600	
	56	261,900	302,700	396,800		136		400,900	
	57	262,900	304,700	398,000		137		401,200	
	58	263,900	306,800	399,200		138		401,500	
	59	264,900	309,000	400,400		139		401,800	
	60	265,900	311,200	401,600		140		402,100	
	61	266,800	313,300	402,700		141		402,400	
	62	267,500	315,600	403,700		142		402,700	
	63	268,200	317,800	405,000		143		403,000	
	64	268,800	319,900	406,200		144		403,300	
	65	269,500	322,000	407,400		145		403,500	
	66	270,700	323,500	408,500		146		403,800	
	67	271,800	325,000	409,600		147		404,100	
	68	272,900	326,500	410,700		148		404,300	
	69	274,200	328,200	411,700		149		404,500	
	70	275,600	330,200	412,900		150		404,800	
	71	276,800	332,200	414,100		151		405,100	
	72	278,000	334,100	415,300		152		405,300	
	73	278,800	335,900	415,900		153		405,500	
	74	279,700	337,900	416,700		154		405,800	
	75	280,700	339,800	417,400		155		406,100	
	76	281,700	341,700	417,900		156		406,300	
	77	282,600	343,400	418,200		157		406,500	
	78	283,600	345,200	418,600		158		406,800	
	79	284,700	346,900	419,000		159		407,100	
	80	285,500	348,600	419,400		160		407,300	
						161		407,500	
						162		407,800	
						163		408,100	
						164		408,300	
						165		408,500	
	定年前 再任用 短時間 勤務 職員					基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
						円	円	円	円
						226,200	272,100	325,500	406,600

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、
 教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるもの
 の給料月額(は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級					
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	61	62	63	64	65
定年前 再任用 短時間 勤務員 以外の 職員	1	162,500	210,100	291,600	338,900	406,100	257,100	308,900	380,600	432,200	
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	408,700	257,900	309,900	381,300	433,100	
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	411,500	258,700	310,800	382,100	434,100	
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	414,100	259,500	311,700	382,900	435,000	
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	417,000	260,300	312,500	383,500	435,900	
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	419,500	261,100	313,400	384,300	436,700	
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	422,300	261,800	314,300	385,000	437,300	
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	424,900	262,400	315,200	385,700	438,100	
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	427,300	263,000	316,100	386,300	438,500	
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	430,000	264,000	317,100	387,000	439,100	
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	432,600	265,200	318,100	387,700	439,600	
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	435,200	266,200	319,100	388,400	440,100	
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	437,600	267,400	319,600	389,100	440,600	
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	440,200	268,600	320,600	389,700	441,200	
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	442,800	269,600	321,700	390,300	441,700	
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	445,300	270,600	322,700	391,000	442,200	
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	447,600	271,600	323,800	391,700	442,700	
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	450,000	272,600	324,800	392,300	443,300	
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	452,500	273,600	325,700	392,900	443,800	
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	455,000	274,500	326,600	393,500	444,300	
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	456,900	275,500	327,500	394,100	444,800	
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	459,000	276,600	328,300	394,700	445,400	
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	461,100	277,700	329,000	395,300	445,900	
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	463,100	278,600	329,600	395,900	446,400	
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	465,000	279,500	330,100	396,400	446,900	
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	466,900	280,400	330,600	396,900	447,500	
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	468,900	281,300	331,100	397,400	448,000	
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	470,900	282,000	331,500	398,100	448,500	
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	472,700	282,800	331,800	398,500	449,000	
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	474,600	283,900	332,300			
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	476,600	284,900	332,800			
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	478,600	285,900	333,200			
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	480,300	286,800	333,500			
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	481,900	287,700	333,900			
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	483,500	288,700	334,300			
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	485,200	289,600	334,700			
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	486,700	289,900	335,200			
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	487,800	290,800	335,700			
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	489,100	291,500	336,200			
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	490,300	292,400	336,700			
	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,200	293,300	337,200			
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	492,100	293,900	337,700			
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	493,100	294,600	338,200			
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	494,100	295,300	338,700			
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	494,900	295,800	339,100			
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	495,700	296,300	339,500			
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	496,500	296,800	340,000			
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	497,300	297,200	340,400			
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	497,900	297,400	340,900			
	50	243,200	300,200	371,300	417,900		297,800	341,300			
	51	244,800	301,100	372,600	419,300		298,100	341,800			
	52	246,200	302,000	373,800	420,700		298,300	342,200			
	53	247,400	303,000	374,500	422,100		298,600	342,700			
	54	249,000	303,900	375,500	423,500		298,900	343,100			
	55	250,600	304,700	376,400	424,900		299,200	343,600			
	56	252,000	305,500	377,200	426,300		299,500	344,000			
	57	253,200	305,900	377,900	427,400		299,800	344,500			
	58	254,400	306,600	378,600	428,700		300,100	344,900			
	59	255,300	307,500	379,300	430,100		300,300	345,300			
	60	256,200	308,200	380,000	431,400		300,600	345,700			
						121	300,900	346,100			
	定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額 円								
			218,500	259,700	284,500	327,000	381,500				

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究または調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
定年前 再任用 短時間 勤務 職員 以外の 職員	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300
	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100

	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,700
	61	394,100	467,900	518,700	569,600
	62	394,600	468,600	519,500	570,500
	63	395,000	469,300	520,400	571,400
	64	395,400	469,900	521,200	572,300
	65	395,700	470,600	522,100	573,200
	66		471,300	523,000	574,100
	67		471,900	523,700	575,000
	68		472,500	524,600	575,900
	69		472,800	525,500	576,800
	70		473,400	526,300	577,700
	71		474,100	527,200	578,600
	72		474,800	528,100	579,500
	73		475,200	528,900	580,400
	74		475,800	529,800	581,300
	75		476,500	530,700	582,200
	76		477,200	531,400	583,100
	77		477,600	532,200	584,000
	78		478,200	533,100	584,900
	79		478,800	534,000	585,800
	80		479,300	534,900	586,700
	81		479,900	535,700	587,600
	82		480,400	536,600	588,500
	83		480,900	537,500	589,400
	84		481,400	538,400	590,300
	85		481,800	539,200	591,200
	86		482,400	540,100	592,100
	87		482,800	541,000	593,000
	88		483,300	541,900	593,900
	89		483,800	542,700	594,800
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務 職員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		297,300	339,700	394,300	467,400

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師および歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前 再任用 短時間 勤務員 以外の 職	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000
	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	

77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300		
78	254,800	317,400	342,400	387,100			
79	255,700	318,000	342,900	387,600			
80	256,300	318,600	343,300	388,200			
81	257,000	318,900	343,500	388,700			
82	257,500	319,200	343,800	389,100			
83	258,100	319,800	344,300	389,500			
84	258,700	320,100	344,700	389,900			
85	259,300	320,400	345,000	390,100			
86	260,100	320,700	345,300	390,300			
87	260,800	321,000	345,800	390,600			
88	261,500	321,300	346,200	390,900			
89	262,000	321,700	346,500	391,100			
90	262,800	322,100	346,900	391,400			
91	263,600	322,400	347,300	391,700			
92	264,300	322,600	347,500	391,900			
93	264,700	323,100	347,800	392,100			
94	265,200	323,500		392,400			
95	265,700	323,700		392,700			
96	266,400	324,100		392,900			
97	267,100	324,500		393,100			
98	267,800	324,900		393,400			
99	268,500	325,300		393,700			
100	269,200	325,600		393,900			
101	269,600	325,800		394,100			
102	270,100	326,100					
103	270,500	326,400					
104	270,900	326,700					
105	271,100	327,100					
106	271,300	327,300					
107	271,600	327,600					
108	271,900	328,000					
109	272,200	328,400					
110	272,500	328,700					
111	272,800	329,100					
112	273,000	329,400					
113	273,300	329,700					
114	273,600	330,100					
115	273,900	330,400					
116	274,300	330,600					
117	274,600	330,800					
118	274,900	331,100					
119	275,300	331,500					
120	275,700	331,900					
121	275,900	332,100					
122	276,100						
123	276,500						
124	276,800						
125	277,000						
126	277,300						
127	277,700						
128	278,100						
129	278,300						
130	278,700						
131	279,100						
132	279,400						
133	279,600						
134	279,900						
135	280,300						
136	280,600						
137	280,800						
138	281,100						
139	281,400						
140	281,700						
141	281,900						
142	282,100						
143	282,300						
144	282,600						
145	283,000						
146	283,200						
147	283,500						
148	283,800						
149	284,100						
150	284,300						
151	284,600						
152	284,800						
153	285,100						
定年前 再任用 短時間 勤務員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000

備考 この表は、障害者支援施設、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第一号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第二号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

別記第3

特定任期付職員

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係資料

令和5年職員給与実態調査の概要	33
第1表 部局別、給料表別職員構成	34
第2表 給料表別人員の推移	34
第3表 給料表別、学歴別職員構成	35
第4表 平均給与月額の前年比較	35
第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	36
第6表 給料表別、級別平均経験年数	46
第7表 給料表別年齢構成	47
第8表 扶養手当の支給状況	48
第9表 職員の通勤状況	48
第10表 住居手当の支給状況	50

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	51
第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	52
第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	52
第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	53
第14表 民間における初任給の改定状況	63
第15表 民間における賞与の配分状況	63
第16表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況	63

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要	64
第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	65
第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	65

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標	66
-------------	----

1 職員給与関係資料

令和5年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

令和5年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位:人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,535	25	10	12	251	6	4	77	29	171	68	293	3,481
警察職												1,729	1,729
教育職(一)								1,258	656				1,914
教育職(二)										2,703	1,596		4,299
研究職	255				29							22	306
医療職(一)	156												156
医療職(二)	271									1			272
医療職(三)	796											2	798
福祉職	20												20
合計	4,033	25	10	12	280	6	4	1,335	685	2,875	1,664	2,046	12,975

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位:職員数 人、指数 %)

給料表		年月	H26年4月	H27年4月	H28年4月	H29年4月	H30年4月	H31年4月	R2年4月	R3年4月	R4年4月	R5年4月
行政職	職員数		3,367	3,360	3,397	3,443	3,459	3,411	3,404	3,426	3,425	3,481
	指数		96.7	96.5	97.6	98.9	99.4	98.0	97.8	98.4	98.4	100.0
警察職	職員数		1,697	1,718	1,724	1,730	1,730	1,731	1,734	1,745	1,733	1,729
	指数		98.1	99.4	99.7	100.1	100.1	100.1	100.3	100.9	100.2	100.0
教育職(一)	職員数		2,200	2,191	2,160	2,134	2,100	2,063	2,020	1,953	1,942	1,914
	指数		114.9	114.5	112.9	111.5	109.7	107.8	105.5	102.0	101.5	100.0
教育職(二)	職員数		4,606	4,578	4,575	4,559	4,538	4,483	4,454	4,393	4,353	4,299
	指数		107.1	106.5	106.4	106.0	105.6	104.3	103.6	102.2	101.3	100.0
研究職	職員数		275	282	290	283	283	282	292	298	297	306
	指数		89.9	92.2	94.8	92.5	92.5	92.2	95.4	97.4	97.1	100.0
医療職(一)	職員数		144	143	146	152	153	148	152	155	160	156
	指数		92.3	91.7	93.6	97.4	98.1	94.9	97.4	99.4	102.6	100.0
医療職(二)	職員数		282	280	274	272	270	260	256	266	267	272
	指数		103.7	102.9	100.7	100.0	99.3	95.6	94.1	97.8	98.2	100.0
医療職(三)	職員数		718	730	790	839	816	796	788	794	786	798
	指数		90.0	91.5	99.0	105.1	102.3	99.7	98.7	99.5	98.5	100.0
福祉職	職員数		18	19	21	21	21	20	21	20	18	20
	指数		90.0	95.0	105.0	105.0	105.0	100.0	105.0	100.0	90.0	100.0
合計	職員数		13,307	13,301	13,377	13,433	13,370	13,194	13,121	13,050	12,981	12,975
	指数		102.6	102.5	103.1	103.5	103.0	101.7	101.1	100.6	100.1	100.0

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人 比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	2,690	77.3	312	9.0	478	13.7	1	0.0	3,481	(100.0)	2,249	64.6	1,232	35.4
警察職	1,124	65.0	26	1.5	579	33.5	0	0.0	1,729	(100.0)	1,527	88.3	202	11.7
教育職(一)	1,778	92.9	54	2.8	81	4.2	1	0.1	1,914	(100.0)	1,053	55.0	861	45.0
教育職(二)	4,222	98.2	77	1.8	0	0.0	0	0.0	4,299	(100.0)	1,864	43.4	2,435	56.6
研究職	297	97.1	7	2.3	1	0.3	1	0.3	306	(100.0)	225	73.5	81	26.5
医療職(一)	156	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	156	(100.0)	123	78.8	33	21.2
医療職(二)	215	79.0	57	21.0	0	0.0	0	0.0	272	(100.0)	111	40.8	161	59.2
医療職(三)	295	37.0	491	61.5	12	1.5	0	0.0	798	(100.0)	94	11.8	704	88.2
福祉職	14	70.0	6	30.0	0	0.0	0	0.0	20	(100.0)	1	5.0	19	95.0
合計	10,791	83.2	1,030	7.9	1,151	8.9	3	0.0	12,975	(100.0)	7,247	55.9	5,728	44.1

(注)「比率」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、これらの合計が合計と一致しない場合がある。

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	令和5年(A) (円)				令和4年(B) (円)				比 率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	323,508	8,864	5,223	337,595	324,767	9,072	5,265	339,103	99.6	97.7	99.2	99.6
警察職	317,839	12,003	4,730	334,573	315,552	11,656	4,728	331,935	100.7	103.0	100.0	100.8
教育職(一)	389,850	9,230	5,614	404,694	390,801	9,485	5,633	405,919	99.8	97.3	99.7	99.7
教育職(二)	362,836	6,431	5,255	374,522	363,862	6,516	5,265	375,643	99.7	98.7	99.8	99.7
研究職	345,777	8,279	5,055	359,111	347,829	8,662	5,132	361,623	99.4	95.6	98.5	99.3
医療職(一)	486,324	15,756	80,667	582,747	483,163	16,428	79,953	579,544	100.7	95.9	100.9	100.6
医療職(二)	311,641	6,232	4,498	322,371	310,672	6,341	4,487	321,500	100.3	98.3	100.2	100.3
医療職(三)	310,760	4,732	4,429	319,923	312,336	4,609	4,449	321,396	99.5	102.7	99.6	99.5
福祉職	329,585	2,500	4,649	336,734	332,544	2,778	4,694	340,016	99.1	90.0	99.0	99.0
合計	347,029	8,280	6,064	361,373	347,974	8,368	6,100	362,442	99.7	98.9	99.4	99.7

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額を含む。

(注) 2 「給料」、「扶養手当」および「地域手当」はそれぞれ四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表	号給 級																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行政職	1									5		1	5			1	4	3	3	1	2	2	1		4	6	6		9	75	6	
	2									6	5	5	52	5	9	2	48	22	20	8	36	20	21	7	37	23	13	11	35	17	21	
	3	1				1						1			1		8	9	6	27	18	21	16	17	12	21	29	16	13	24		
	4																		1					1					1	1		
	5																															
	6							1																1								
	7																															
	8																				1	6	8	2	3	3	3	1	2		3	1
	9					1	1	1	1			1	1	4	2	3	1	1			2											
	計																															
警察職	1				18			11	2			21	1		1	14	2		1	15	22	3	1	50	6	4	3	11		1		
	2																		1	42	3	1	2	39	3	4		31	7	9		
	3									1					4	1			6	1	3	1	9	2	2	1	6		7			
	4																			1	1			1		3	3	1	6			
	5																						1									
	6																															
	7																															
	8																															
	9																															1
	計																															
教育職(一)	1																															
	2				20			15	9	1		14	2	1	3	14	5	4	2	9	2	11	2	10	3	8	5	12	2	10		
	3																															
	4																						2	3		2	2	5	2	1		
	計																															
教育職(二)	1																															
	2															64		6	65	16	5	7	64	9	9	5	67	17	17			
	3																															
	4																				2	12	43	48	42	22	20	11	11	5	8	4
	計																															

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	給 料 表	級		
3	61	5	5	4	80	11	5	8	52	5	9	4	9	5	2	2	2	4	1	3		3								1	行 政 職		
10	32	12	10	2	4	3	5	1	3	1	1			1	2			1												2			
24	20	16	15	23	19	17	12	24	18	8	19	19	12	12	16	19	14	16	13	12	10	18	13	8	12	7	8	11	5	3			
	1	1	2	3	2	3	2		3	3	2	8	1	7	18	16	10	14	11	16	16	17	28	15	19	18	13	15	14	4			
		1								1		1		2	1	2	1	2	1	2	1	5	5	3	4	3	5	2	9	7		5	5
																											1		1	6			
			1						9	37	4	2	1	3	3		1	1	2			1								7			
2	1	1	1		1	1	2			1				1																8			
			1																													9	
																											計						
	5	3	2	1	2	2	2		1	1	2	2																		1	警 察 職		
3	27	3	9	3	13	3	10	5	15	6	12	5	17	4	7	2	10		6	6	7		1							2			
2	7	2	9	1	13	5	3	3	7	4	11	5	23	6	12	9	19	8	11	5	14	5	16	6	17	5	4	2	6	3			
2	2	2	5	1	4		3	2	3	5	17	4	8	4	13	8	11	8	11	6	16	3	10	5	15	2	11	8	10	4			
	2		1	1			1		2		1	1	1	4	2	5	5	6	6	6	5	9	7	9	5	5	6	10	2	5			
									1											2	1	1	2			3	1	2	1	6			
		1																				1		9		2	1	3		7			
												3	8		1			1	1				3							8			
1	3	1	1	3																										9			
																											計						
						1			1					1				1			1	1						1		1	教 育 職 (一)		
2	9	3	14	3	6	8	11	4	13	4	14	2	17	6	10	7	13	8	9	10	10	7	12	11	8	8	12	9	7	2			
																											1		5	3			
6	4	1	2		1	2	1	1	1	1																				4			
																											計						
																														1	教 育 職 (二)		
3	61	14	26	4	67	10	43	8	61	8	56	12	71	17	44	9	51	12	50	16	47	17	44	5	33	20	29	17	37	2			
																																3	
6	3		1	3																										4			
																											計						

給料表	給 号 級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		行政職	1				1					1																				
2																																
3	4				1	1	1							1		2	1		1	1					1	1				1		
4	8		11	14	3	9	10	6	9	6	7	1	3	5	2	4	3	6	2	2	2	3	7	2	12	3	5	10	2	5	4	
5	18		24	8	17	16	12	18	17	11	21	26	14	28	17	24	21	23	23	18	14	11	16	8	17	19	8	19	19	20	20	
6	14		8	12	6	21	12	14	10	14	12	11	15	14	7	9	9	7	9	11	2	3	1	4	5	1		1		1		
7											2																					
8																																
9																																
計																																
警察職	1																															
	2																															
	3		1	1	3		5	1	5	2	1	1	1	1		1	3	1	1		1	1		1	1	2	2	3			1	
	4	10	11	7	10	3	6	12	3	9	2	4	1	6	5	1	5	3	4	3	1	1	3	1		1	2	4	3	2	3	
	5	6	6	7	7	3	4	6	4	9	2	7	7	4	4	4	5	3	5	4	3	3	2	4	1	2	1	2	4	6	2	
	6	2	1	2		2	2	2	3	5	4	2	2	2	1	1	1	1	3	2	2	1	1	2	1	1	1	1	2	3	5	
	7	3	1	4		2		1	2	2	1		2	1		1	1	2						1		2						
	8	1																														
	9																															
	計																															
教育職(一)	1			1							1	1	1													1				1		
	2	13	8	10	12	16	13	12	7	12	6	17	7	12	8	18	8	5	10	5	10	10	7	9	5	15	12	11	10	13	4	
	3		8	2	7		5	2	4	3	1	2	1		1	1	2			1				1								
	4																															
	計																															
教育職(二)	1																															
	2	21	33	30	33	35	31	29	25	15	28	21	41	30	26	26	15	22	17	29	23	33	19	27	13	25	9	30	17	20	11	
	3										1	1			8	41	30	11	5	31	3	23	7	10	1	28	4	12	9	13	4	
	4																															
	計																															

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	給 料 表 級						
																															1	行				
																						1									2		政			
		1							1											1		2									3			職		
5	2		4	3	2	2	2		1		2			16																	4				計	
17	27	342																																		5
	1	19																														6	察			
																																7		職		
																																8			計	
																																9				警
1				1			1	1									1	1			1			1								3				
	1	3	2	3	2		2	6	1			6	1	3		3	1	2	2	1	4	1		1				5	2	1	4	計				
3		4	3	1	2	1	2	2	2	33																							5	察		
1	2	28																															6		職	
																																				7
																																	8	職		
																																	9		計	
1	2	4	1	2	2	1		1			1	2	1		1	2	1	3		1	1	2		2		1		2			1	教育職				
11	4	7	7	8	5	18	6	16	7	10	6	14	5	13	10	15	10	15	9	20	5	16	10	22	9	15	11	19	4	2	(一)					
																																		3	計	
																																		4		職
																																	1	教育職		
13	9	18	13	21	22	29	12	29	24	20	20	16	11	17	14	17	16	31	14	18	12	12	12	34	17	29	18	29	17	2	計					
2	2	3	6		2																												3		職	
																																				4

給 料 表	等級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150			
		政 行 職	1																															
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
計																																		
警 察 職	1																																	
	2																																	
	3	1																																
	4	6	2	1		2	1	1	6																									
	5																																	
	6																																	
	7																																	
	8																																	
	9																																	
	計																																	
教 育 職 (一)	1																																	
	2	13	11	22	12	14	20	20	23	11	18	11	22	9	21	12	21	23	26	23	43	33	61	41	63	30	39	17	22	15	21			
	3																																	
	4																																	
	計																																	
教 育 職 (二)	1																																	
	2	22	28	22	21	24	29	19	20	30	17	28	14	33	16	21	17	28	12	29	24	16	28	21	22	22	28	23	32	29	50			
	3																																	
	4																																	
	計																																	

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給 料 表	再 任 用	
																			419	199,621	1	行 政	5	
																			512	234,867	2		55	
																			702	290,558	3		60	
																			487	363,130	4			
																			973	389,464	5			
																			257	404,205	6		4	
																			67	427,946	7			
																			44	454,682	8		1	
																			20	495,775	9			
																			3,481	323,508	計		125	
																				210	210,295	1		
																				316	247,604	2		
																				333	284,483	3	2	
																				413	347,610	4	17	
																				283	402,826	5		
																				103	420,888	6		
																				43	434,414	7		
																				18	450,328	8		
																				10	470,570	9		
																			1,729	317,839	計		19	
																				47	310,765	1		
5	3	5																		1,783	388,643	2	155	
																				47	451,215	3		
																				37	470,495	4	(一)	
																			1,914	389,850	計		163	
																						1		
39	48	47	78	78	69	60	55	23	26	4	3	2	2	1						3,801	353,833	2	198	
																					257	425,945	3	
																					241	437,516	4	(二) 6
																			4,299	362,836	計		204	

給料表	等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
		研究職	1																													
	2				6				5				4	6	1		5	1	1	1	7		2	1	8				3	4	1	
	3									1	1	2	2	2	4		2	1	4	4	1	2	2		2	3	3	1	2	1	2	
	4																															
	5																									1						
	計																															
医療職	1	2		3					2												1				1							
	2							8	2			2	1		7	1	1		5	1	1											
	3			2							1	4			1				2	2				2	3	2	1	2				
(一)	4																														1	
	計																															
医療職	1																															
	2							7	1			7	3		1	5	2	2		3		1		3	1		1	8	3	3		
	3															1	1		4	3	2		3		3		3	1	3			
	4																								1	4	2	4	1	3		
	5																			1							1		2	1		
(二)	6																															
	7																															
	計																															
医療職	1																															
	2					2				21				30	1	9	1	22	3	6	3	14	5	6	2	11	5	5	1	12		
	3												6	11	11	4	5	9	4	8	4	7	6	4	2	6	6	6	1	3		
	4																1	4	3		2	4	2	2	3	3	4	3	9			
	5																	3	2	4	5	5	6		8	2	5	3	10			
(三)	6																															
	7																															
	計																															
福祉職	1																					1										
	2																								1							
	3																													1		
	4																															
	5																															
	6																															
	計																															

(単位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級	給料表		
																															1		
1	2	2		2	5	2	1	2	6	1	1		1					1			1									2	研究職		
5		2	3	3	2	3	1	4	2	3	1	3		2			1	1	2	1	1	1		1		2	2		1	3			
																3	1				4		2	2	6	3	3	1		1	4		
																															5		
																															1		
																															2	医療職	
3	1	2	2	1	4					1			1	2	3	1		1					1	3		1			1	3			
					1	1	1	2		2	1		1	1	2	3			3				1	3	2		2	2		4	(一)		
																															1		
	4	1			1					1																				2	医療職		
2		2	3	1	1	1	1						1	2		1														3			
6	1	3	3	5	4	2	6	5	8	3	3	7	4						1										4	医療職			
	2			1	3	3	1		1	2	2		1			2		1	1	2	1		4	1	3				1	5			
													1			1	1	3			2	1							1	6	(二)		
2			1																											7			
																															1		
8	6	3	14	10	9	8	7	3	3		1											1	1						1	2	医療職		
1	2		2	2	2	2	1	1	2		1				1		1	1			1			1			1		1	3			
4	4	6		3	1		4		1		2	2			1	1	3			1	1			1		1	1		1	4			
6	5	4	3	10	7	5	9	8	2	3	8	6	2	6	8	9	3	2	3	2	2	1	4	3	5	2	4	3	2	4	5		
												3	3		1	2				1	1									6	(三)		
						1																								7			
	1			1													1													1			
									1							1	1		1		1									2	福祉職		
1																					1									3			
								1				1										1								4			
																														5			
																														6			

給料表 級	目録		61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90						
	研究職	1																																				
2																																						
3		1	1	1	2	1		1	1	2		4	1		1	1	1	1	1	1	1	1	2		1	2		2	2	1	58							
4		1	1	1		1	2	2	3	1				1	1	1							1															
5																																						
計																																						
医療職 (一)	1																																					
	2																																					
	3	1						1																				1		1								
	4	6	1		2	1	2		1	1	1	3	1		1	1	1	1	1	1	1	1	6	1		1		1					1					
	計																																					
医療職 (二)	1																																					
	2																																					
	3																																					
	4																																					
	5		1			1		1		1	2				1	2	2		2	1		3	2	1	1	2	23											
	6	2						1																														
	計																																					
医療職 (三)	1																																					
	2		1							1																												
	3																					1																
	4		2	1	1			1																					1									
	5	1	2	3		3	2	2	6	4	5	1	3	2	2	1	2	3	2	1	3		3	2	5	1	5	2	2	7	4	4						
	6																																					
	計																																					
福祉職	1																																					
	2																																					
	3																																					
	4																1				1		1															
	5																																					
	計																																					

(単位：人) (注) 平均給料には調整額・教職調整額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再 任 用	
																						1			
																					84	253,175	2	研	5
																					179	369,461	3	究	
																					42	427,236	4	職	
																					1	463,600	5		
																					306	345,777	計		5
																					9	277,056	1		
																					29	377,097	2	医	
																					54	479,788	3	療	
																					64	570,763	4	(一)	
																					156	486,324	計		
																						1			
																					58	224,710	2		2
																					39	265,949	3	医	7
																					76	307,792	4	療	
																					83	378,573	5	職	
																					13	404,192	6	(二)	
																					3	431,067	7		
																					272	311,641	計		9
																						1			
																					236	237,611	2		1
																					127	273,878	3	医	4
						1															85	310,688	4	療	
	3	60																			338	371,941	5	職	
																					11	414,546	6	(三)	
																					1	443,600	7		
																					798	310,760	計		5
																					4	233,525	1		
																					6	301,817	2	福	
																					3	336,867	3		
						1															7	405,156	4	社	
																							5		
																							6	職	
																					20	329,585	計		

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位:年)

給料表 \ 級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男	2.4	7.0	14.2	24.0	29.2	32.2	32.7	34.8	35.1	20.3
	女	3.5	7.6	15.3	24.3	30.2	32.8	33.5	28.2	32.3	18.4
	計	2.9	7.2	14.6	24.1	29.5	32.3	32.8	34.1	34.7	19.6
警察職	男	2.2	6.5	12.4	18.8	25.7	28.2	31.4	34.9	38.3	16.2
	女	2.8	6.0	12.5	18.9	21.9	27.5	-	-	-	10.6
	計	2.4	6.4	12.4	18.8	25.4	28.2	31.4	34.9	38.3	15.5
教育職(一)	男	15.6	22.1	32.1	34.9						22.6
	女	18.5	21.6	32.7	35.2						21.8
	計	16.6	21.8	32.3	35.0						22.2
教育職(二)	男		16.1	31.5	35.6						19.3
	女		17.7	30.9	35.9						18.7
	計		17.1	31.3	35.7						19.0
研究職	男		5.4	21.2	33.6	37.0					19.6
	女		4.5	20.0	34.0						14.8
	計		5.1	20.9	33.7	37.0					18.3
医療職(一)	男	3.4	8.8	18.1	32.0						21.8
	女	4.0	7.6	16.7	31.9						18.1
	計	3.6	8.5	17.7	32.0						21.1
医療職(二)	男		4.4	9.4	14.1	25.1	32.7	33.7			16.2
	女		3.6	10.3	14.5	25.4	34.6				15.8
	計		3.9	10.0	14.3	25.2	33.7	33.7			16.0
医療職(三)	男		5.0	9.8	14.2	20.4	38.0				13.2
	女		4.8	10.4	15.9	25.1	36.0	40.0			16.0
	計		4.8	10.2	15.6	24.6	36.2	40.0			15.7
福祉職	男			13.0							13.0
	女	3.5	11.8	16.0	25.9						15.7
	計	3.5	11.8	15.0	25.9						15.6

第7表 給料表別年齢構成

(単位:人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60歳以上	計
行政職	男	6	136	234	277	250	271	326	391	353	5	2,249
	女	4	125	176	151	134	149	182	197	112	2	1,232
	計	10	261	410	428	384	420	508	588	465	7	3,481
警察職	男	22	148	218	241	270	224	164	127	113		1,527
	女	9	47	39	38	29	24	10	6			202
	計	31	195	257	279	299	248	174	133	113		1,729
教育職(一)	男		27	69	105	127	129	144	187	265		1,053
	女		33	60	91	81	107	169	185	135		861
	計		60	129	196	208	236	313	372	400		1,914
教育職(二)	男		82	263	257	251	181	206	244	380		1,864
	女		163	331	326	276	310	305	311	413		2,435
	計		245	594	583	527	491	511	555	793		4,299
研究職	男		9	24	38	26	22	25	39	41	1	225
	女		10	10	16	12	7	9	12	5		81
	計		19	34	54	38	29	34	51	46	1	306
医療職(一)	男		1	7	17	19	16	13	22	17	11	123
	女			3	7	7	6	2	4	1	3	33
	計		1	10	24	26	22	15	26	18	14	156
医療職(二)	男		3	17	18	35	8	9	12	9		111
	女		14	19	29	43	15	13	14	13	1	161
	計		17	36	47	78	23	22	26	22	1	272
医療職(三)	男		6	17	23	13	21	10	1	3		94
	女		81	135	72	110	114	77	65	49	1	704
	計		87	152	95	123	135	87	66	52	1	798
福祉職	男					1						1
	女		1	3	3	3	4	2	3			19
	計		1	3	3	4	4	2	3			20
合計	男	28	412	849	976	992	872	897	1,023	1,181	17	7,247
	女	13	474	776	733	695	736	769	797	728	7	5,728
	計	41	886	1,625	1,709	1,687	1,608	1,666	1,820	1,909	24	12,975

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人		1,625	386
2 人		1,943	422
3 人		1,100	505
4 人		288	214
5 人		34	28
6 人以上		7	5
計		4,997	1,560

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養 親族数	0.8	1.2	0.8	0.6	0.8	1.6	0.6	0.4	0.2	0.8

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者			併用者 (C)	(A)+(B)+(C)	
				自転車	原動機付 自転車等	自動車			
				小計 (B)					
知事部局		4,033	460	197	5	2,261	2,463	182	3,105
各種委員会		337	49	28	1	199	228	27	304
県立学校		2,020	11	9	1	1,831	1,841	5	1,857
小・中学校		4,539	8	4		3,847	3,851	7	3,866
警察本部		2,046	119	48	1	1,434	1,483	40	1,642
計		12,975	647	286	8	9,572	9,866	261	10,774

(2) 交通用具使用者（併用者を除く。）の通勤距離別分布

(単位：人)

区分(km)	部局						計	区分(km)	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部	計						
	交通用具	知事部局	各種委員会	県立学校	小・中学校	警察本部														
2以上 3未満	自転車	116	22	4	1	17	160	30～32	53	5	31	20	18	1	1					
	原動機付自転車	1				1	2													
	自動車	156	16	102	327	149	750													127
3～4	自転車	50	4			19	73	32～34	39	19	17	10	10	85						
	原動機付自転車	4					4													
	自動車	213	19	124	387	118	861													
4～5	自転車	12	2	3	2	3	22	34～36	24	25	9	9	9	67						
	原動機付自転車																			
	自動車	159	15	138	375	101	788													
5～6	自転車	7				3	10	36～38	23	1	6	10	10	50						
	原動機付自転車		1				1													
	自動車	126	13	133	361	90	723													
6～8	自転車	4		1	1	3	9	38～40	14	1	10	4	4	33						
	原動機付自転車			1			1													
	自動車	241	21	176	557	178	1,173													
8～10	自転車	2		1			3	40～42	14	2	8	3	12	39						
	原動機付自転車																			
	自動車	167	16	166	424	128	901													
10～12	自転車	1				1	2	42～44	18	1	14	1	2	36						
	原動機付自転車																			
	自動車	152	18	151	337	107	765													
12～14	自転車	2					2	44～46	15	1	15		5	36						
	原動機付自転車																			
	自動車	112	11	135	254	102	614													
14～16	自転車	1				1	2	46～48	9	1	7	4	2	23						
	原動機付自転車																			
	自動車	125	15	126	218	59	543													
16～18	自転車	1					1	48～50	4		4	2	2	12						
	原動機付自転車																			
	自動車	122	13	109	142	58	444													
18～20	自転車							50～52	3		2		1	6						
	原動機付自転車																			
	自動車	87	5	70	111	55	328													
20～22	自転車	1					1	52～54	5		1		1	7						
	原動機付自転車																			
	自動車	92	4	70	82	37	285													
22～24	自転車							54～56	6				2	8						
	原動機付自転車																			
	自動車	62	6	53	67	31	219													
24～26	自転車							56～58	4			1	3	8						
	原動機付自転車																			
	自動車	50	9	46	57	66	228													
26～28	自転車							58～60	6		2	1		9						
	原動機付自転車																			
	自動車	62	4	46	38	40	190													
28～30	自転車							60～	37		4	3	4	48						
	原動機付自転車																			
	自動車	61	2	38	35	30	166													
計		197	28	9	4	48	286													
		5	1	1	1	1	8													
		2,261	199	1,831	3,847	1,434	9,572													

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)			借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借 家 ・ 借 間			
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 28,000円未満の 受給者	手当額 28,000円の 受給者	
行政職	574	3	342	229	25,239
警察職	298	6	189	103	24,658
教育職(一)	295	1	179	115	25,634
教育職(二)	739	2	461	276	25,166
研究職	88	1	55	32	24,674
医療職(一)	40		15	25	26,750
医療職(二)	61		30	31	26,259
医療職(三)	174		111	63	24,934
福祉職	2			2	28,000
計	2,271	13	1,382	876	25,202

2 民間給与関係資料

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 413 事業所

イ 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記（3）のアに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により 10 層に層化し、統計的手法に則って各層から 110 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 11 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 240 人（うち行政職に相当する調査実人員 232 人）、初任給関係以外の調査職種 4,349 人（うち行政職に相当する調査実人員 3,935 人）。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、27,513 人であり、行政職に相当するものは 23,291 人である。

(5) 集 計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	92	29	42	21
農業、林業、漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	10	2	4	4
製造業	46	11	24	11
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	10	5	5	0
卸売・小売業	5	0	4	1
金融・保険業、不動産業	2	2	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	19	9	5	5

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が18事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	209,564	220,032	209,166	190,000
	短 大 卒	179,726	175,000	185,708	173,333
	高 校 卒	178,880	179,683	177,029	—
新 卒 技 術 者	大 学 卒	215,708	221,778	216,985	204,428
	短 大 卒	183,000	183,000	—	—
	高 校 卒	181,951	180,301	181,967	185,975
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	212,687	220,635	213,343	198,416
	短 大 卒	180,185	179,000	185,708	173,333
	高 校 卒	180,788	179,855	181,015	185,975

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1)規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち 時間外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	3	48.1	692,677	0	692,677	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	2	51.7	797,054	0	797,054	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
工場長	5	55.1	714,608	0	714,608	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	4	54.6	770,127	0	770,127	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	x	x	x	x	x	
事務部長	71	52.8	543,761	2,267	541,494	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	47	52.0	563,144	1,285	561,859	
短大卒	10	53.5	534,041	86	533,955	
高校卒	14	54.9	482,947	7,394	475,553	
技術部長	126	52.7	614,307	2,076	612,231	同上
大学卒	84	52.8	662,391	94	662,297	
短大卒	17	52.5	525,943	3,535	522,408	
高校卒	25	52.4	510,856	7,770	503,086	
事務部次長	40	51.8	498,689	8,876	489,813	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
大学卒	21	50.8	509,094	9,073	500,021	
短大卒	9	53.4	513,262	16,004	497,258	
高校卒	10	52.5	461,450	1,475	459,975	
技術部次長	52	52.1	539,055	13,300	525,755	同上
大学卒	28	51.6	616,110	11,838	604,272	
短大卒	9	53.5	437,312	299	437,013	
高校卒	14	53.4	465,574	19,106	446,468	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務課長	169	48.7	466,665	8,711	457,954	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職
大学卒	101	47.1	484,282	6,570	477,712	
短大卒	23	50.4	423,715	10,212	413,503	
高校卒	44	51.2	451,756	12,976	438,780	
技術課長	311	49.5	515,261	11,239	504,022	同上
大学卒	147	48.4	550,389	6,010	544,379	
短大卒	49	48.4	502,320	25,490	476,830	
高校卒	112	51.4	481,402	11,957	469,445	
中学卒	3	49.5	348,058	8,432	339,626	

(注) 1 「x」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務・技術 関係職種	事務課長代理	106	45.7	436,015	35,257	400,758	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) 	
	大学卒	59	42.6	442,861	43,082	399,779		
	短大卒	17	49.8	407,734	11,236	396,498		
	高校卒	30	49.6	439,098	33,781	405,317		
	技術課長代理	67	47.1	424,982	23,957	401,025		同上
	大学卒	25	44.2	496,859	12,498	484,361		
	短大卒	21	48.3	383,096	28,412	354,684		
	高校卒	20	49.8	377,803	34,937	342,866		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務係長	166	45.3	402,239	50,089	352,150		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	67	42.9	373,378	40,458	332,920		
	短大卒	36	43.7	361,692	46,526	315,166		
	高校卒	62	48.6	457,254	62,675	394,579		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	289	47.4	505,875	84,376	421,499		同上
	大学卒	85	45.3	502,846	88,157	414,689		
	短大卒	52	47.0	532,104	90,111	441,993		
	高校卒	151	48.8	500,148	80,947	419,201		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務主任	170	42.3	314,800	28,259	286,541		<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大学卒	98	40.4	325,796	30,344	295,452		
	短大卒	33	43.3	305,378	25,582	279,796		
	高校卒	39	46.1	295,375	25,358	270,017		
	技術主任	290	42.4	433,977	62,657	371,320		同上
	大学卒	73	40.3	388,777	55,303	333,474		
	短大卒	55	43.2	428,635	59,523	369,112		
	高校卒	160	42.9	450,314	65,920	384,394		
中学卒	2	43.9	408,349	72,601	335,748			
事務係員	802	35.4	276,227	25,336	250,891			
大学卒	350	31.7	282,455	28,609	253,846			
短大卒	144	39.4	259,146	18,521	240,625			
高校卒	304	38.2	276,694	24,351	252,343			
中学卒	4	36.5	268,961	37,695	231,266			
技術係員	1,268	30.7	324,031	43,260	280,771			
大学卒	519	28.9	322,260	45,833	276,427			
短大卒	150	33.3	322,794	40,529	282,265			
高校卒	592	32.2	326,254	40,837	285,417			
中学卒	7	49.7	346,413	29,338	317,075			

(注) 1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表において同じ。)

(2)規模 500 人以上(企業規模 500 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	3	48.1	692,677	0	692,677	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	2	51.7	797,054	0	797,054		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	x	x	x	x	x		
工場長	4	57.0	743,132	0	743,132	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	3	56.9	828,895	0	828,895		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	x	x	x	x	x		
事務部長	17	54.6	718,956	0	718,956	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	14	54.1	758,582	0	758,582		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	3	56.7	565,226	0	565,226		
事務・ 技術 関係 職種	技術部長	64	53.1	737,509	3,304	734,205	同上
	大学卒	52	52.9	754,900	0	754,900	
	短大卒	4	56.0	819,387	0	819,387	
	高校卒	8	53.0	599,288	24,771	574,517	
	事務部次長	6	49.6	609,216	14,660	594,556	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長-課長間)
	大学卒	4	48.7	578,446	18,770	559,676	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	2	52.5	718,961	0	718,961	
	技術部次長	18	53.0	676,768	201	676,567	同上
	大学卒	17	52.6	681,029	216	680,813	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	事務課長	58	50.9	563,198	7,901	555,297	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	大学卒	38	49.7	588,924	2,361	586,563	
短大卒	5	52.3	485,807	17,392	468,415		
高校卒	15	53.2	529,207	17,412	511,795		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	157	50.7	615,490	7,423	608,067	同上	
大学卒	89	48.9	644,261	1,991	642,270		
短大卒	19	52.5	651,364	16,255	635,109		
高校卒	49	53.2	557,133	13,533	543,600		
中学卒	-	-	-	-	-		

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・ 技術 関係 職種	事務課長代理	35	46.4	507,466	57,811	449,655	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長-係長間)
	大学卒	19	41.2	523,627	76,321	447,306	
	短大卒	2	56.0	423,043	9,974	413,069	
	高校卒	14	51.8	498,345	40,177	458,168	
	技術課長代理	17	44.5	600,940	21,943	578,997	同上
	大学卒	11	44.9	646,228	1,000	645,228	
	短大卒	3	42.3	514,593	65,940	448,653	
	高校卒	3	45.4	476,243	74,390	401,853	
	中学卒	-	-	-	-	-	-
	事務係長	53	48.8	514,727	68,109	446,618	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係の長 ・ 係長級専門職
	大学卒	11	41.4	411,951	34,372	377,579	
	短大卒	6	44.8	546,054	97,498	448,556	
	高校卒	36	51.3	538,577	73,735	464,842	
	中学卒	-	-	-	-	-	-
	技術係長	160	50.0	576,934	100,879	476,055	同上
	大学卒	34	48.2	611,096	116,385	494,711	
	短大卒	29	48.7	622,394	111,856	510,538	
	高校卒	97	51.0	552,449	92,443	460,006	
	中学卒	-	-	-	-	-	-
	事務主任	39	43.5	325,960	27,474	298,486	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長-係員間)
	大学卒	23	42.9	347,028	35,001	312,027	
	短大卒	4	47.9	327,750	29,425	298,325	
	高校卒	12	43.2	286,766	13,021	273,745	
	技術主任	138	41.6	478,537	71,839	406,698	同上
	大学卒	19	39.0	418,298	53,412	364,886	
	短大卒	23	40.5	484,942	72,144	412,798	
	高校卒	96	42.2	484,365	74,044	410,321	
	中学卒	-	-	-	-	-	-
事務係員	335	38.1	296,905	33,415	263,490		
大学卒	121	33.6	280,175	31,215	248,960		
短大卒	43	44.6	301,119	27,629	273,490		
高校卒	170	39.6	308,679	36,814	271,865		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	660	29.5	333,390	44,718	288,672		
大学卒	282	27.6	327,125	47,821	279,304		
短大卒	76	32.0	350,652	48,342	302,310		
高校卒	300	31.8	338,817	39,251	299,566		
中学卒	2	51.8	452,591	66,070	386,521		

(3)規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
工場長	x	x	x	x	x	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	x	x	x	x	x	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	39	52.1	504,483	545	503,938	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	27	51.5	502,321	748	501,573	
短大卒	7	52.8	546,849	115	546,734	
高校卒	5	54.5	454,812	0	454,812	
技術部長	43	52.1	515,862	1,173	514,689	同上
大学卒	25	52.7	557,068	0	557,068	
短大卒	9	51.3	437,155	5,962	431,193	
高校卒	9	51.0	469,650	0	469,650	
事務部次長	27	52.9	487,841	4,375	483,466	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長一課長間)
大学卒	12	52.6	502,969	3,448	499,521	
短大卒	8	53.7	517,824	9,812	508,012	
高校卒	7	52.5	428,858	0	428,858	
技術部次長	25	51.5	484,052	19,140	464,912	同上
大学卒	9	50.1	543,402	22,102	521,300	
短大卒	6	54.8	461,511	11	461,500	
高校卒	9	52.7	437,998	21,670	416,328	
中学卒	x	x	x	x	x	
事務課長	86	48.0	423,617	3,908	419,809	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	51	46.1	432,172	4,696	427,476	
短大卒	15	51.0	404,058	3,014	401,044	
高校卒	19	50.6	418,648	2,186	416,462	
中学卒	x	x	x	x	x	
技術課長	110	48.3	428,390	13,452	414,938	同上
大学卒	44	47.8	435,901	9,294	426,607	
短大卒	23	46.2	424,492	25,329	399,163	
高校卒	41	49.6	424,721	11,409	413,312	
中学卒	2	55.6	382,006	11,761	370,245	

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考		
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)			
事務 ・ 技術 関 係 職 種	事務課長代理	60	46.1	405,861	20,346	385,515	<ul style="list-style-type: none"> 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職(課長一係長間) 	
	大学卒	32	43.7	417,180	26,550	390,630		
	短大卒	14	49.9	408,813	9,289	399,524		
	高校卒	14	48.1	374,237	16,657	357,580		
	技術課長代理	31	48.0	375,991	21,687	354,304		同上
	大学卒	10	43.7	394,371	24,432	369,939		
	短大卒	11	49.0	360,051	17,975	342,076		
	高校卒	10	51.1	376,495	23,291	353,204		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	101	43.6	360,907	43,662	317,245		<ul style="list-style-type: none"> 係の長 係長級専門職
	大学卒	50	42.9	371,239	44,292	326,947		
	短大卒	26	43.5	342,562	38,210	304,352		
	高校卒	24	44.6	359,000	48,282	310,718		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	技術係長	95	43.3	412,607	68,306	344,301	同上	
	大学卒	38	43.0	434,204	76,608	357,596		
	短大卒	15	44.7	413,040	64,607	348,433		
	高校卒	41	43.3	394,493	63,409	331,084		
	中学卒	x	x	x	x	x		
	事務主任	93	41.5	310,762	27,809	282,953	<ul style="list-style-type: none"> 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間) 	
	大学卒	53	39.4	318,055	28,000	290,055		
	短大卒	21	41.4	300,702	23,189	277,513		
	高校卒	19	47.9	301,601	32,633	268,968		
	技術主任	109	44.1	376,497	50,743	325,754		同上
	大学卒	37	40.7	390,352	60,615	329,737		
	短大卒	22	47.2	349,752	36,556	313,196		
	高校卒	49	45.5	375,753	47,956	327,797		
	中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	393	33.1	265,590	20,633	244,957			
大学卒	200	30.4	285,490	27,992	257,498			
短大卒	78	36.3	242,561	14,189	228,372			
高校卒	113	35.7	243,217	10,510	232,707			
中学卒	2	34.7	304,000	65,985	238,015			
技術係員	506	33.0	306,331	40,635	265,696			
大学卒	197	32.7	307,362	38,729	268,633			
短大卒	57	35.0	288,673	30,472	258,201			
高校卒	251	32.8	309,249	44,035	265,214			
中学卒	x	x	x	x	x			

(4)規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きま ま つ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・ 技術関係 職種	支店長	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-		
	高校卒	-	-	-	-		
	事務部長	15	52.9	473,310	10,708	462,602	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	50.2	472,597	7,414	465,183	
	短大卒	3	55.7	495,563	0	495,563	
	高校卒	6	54.2	462,897	19,356	443,541	
	技術部長	19	52.9	475,298	463	474,835	同上
	大学卒	7	52.4	456,559	1,256	455,303	
	短大卒	4	52.5	515,629	0	515,629	
	高校卒	8	53.5	471,529	0	471,529	
	事務部次長	7	48.3	470,515	26,297	444,218	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認めら れる部の次長および部次長級専門職 ・ 中間職(部長ー課長間)
	大学卒	5	47.0	472,572	18,420	454,152	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	x	x	x	x	x	
	技術部次長	9	52.2	455,990	19,114	436,876	同上
	大学卒	2	51.5	503,581	47,987	455,594	
	短大卒	3	50.3	378,393	1,000	377,393	
	高校卒	4	54.0	490,392	18,264	472,128	
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	25	46.0	415,053	32,394	382,659	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職	
大学卒	12	44.2	426,493	30,775	395,718		
短大卒	3	43.3	436,751	42,944	393,807		
高校卒	10	49.0	394,815	31,171	363,644		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	44	48.8	412,507	18,633	393,874	同上	
大学卒	14	47.5	391,347	19,309	372,038		
短大卒	7	47.4	447,377	49,525	397,852		
高校卒	22	50.8	421,716	9,219	412,497		
中学卒	x	x	x	x	x		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
事務・技術 関係職種	事務課長代理	11	40.6	373,456	52,655	320,801	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 ・ 中間職(課長一係長間)
	大学卒	8	40.8	350,279	35,908	314,371	
	短大卒	x	x	x	x	x	
	高校卒	2	43.5	477,510	121,485	356,025	
	技術課長代理	19	47.6	362,413	30,608	331,805	同上
	大学卒	4	43.5	350,739	11,240	339,499	
	短大卒	7	49.6	373,904	33,878	340,026	
	高校卒	7	48.9	346,656	42,778	303,878	
	中学卒	x	x	x	x	x	
	事務係長	12	46.8	311,204	33,414	277,790	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係の長 ・ 係長級専門職
	大学卒	6	45.5	324,964	11,094	313,870	
	短大卒	4	44.0	303,559	56,047	247,512	
	高校卒	2	56.5	285,214	55,110	230,104	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	34	45.1	376,064	34,038	342,026	同上
	大学卒	13	43.5	365,549	28,250	337,299	
	短大卒	8	44.3	395,863	49,475	346,388	
	高校卒	13	47.3	374,393	30,327	344,066	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	38	43.1	314,008	30,612	283,396	<ul style="list-style-type: none"> ・ 係長等のいる事業所における主任 ・ 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・ 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・ 中間職(係長一係員間)
大学卒	22	40.5	324,161	31,974	292,187		
短大卒	8	47.1	307,645	31,439	276,206		
高校卒	8	46.3	292,449	26,038	266,411		
技術主任	43	42.7	327,330	40,910	286,420		
大学卒	17	41.0	340,007	43,055	296,952	同上	
短大卒	10	46.5	349,743	56,386	293,357		
高校卒	15	41.3	297,521	30,203	267,318		
中学卒	x	x	x	x	x		
事務係員	74	39.5	241,586	16,241	225,345		
大学卒	29	35.2	261,970	20,930	241,040	同上	
短大卒	23	41.4	233,738	16,580	217,158		
高校卒	21	43.8	223,261	10,001	213,260		
中学卒	x	x	x	x	x		
技術係員	102	36.1	282,158	35,712	246,446		
大学卒	40	36.3	299,504	43,133	256,371	同上	
短大卒	17	36.7	254,518	23,697	230,821		
高校卒	41	34.4	274,745	35,930	238,815		
中学卒	4	50.8	283,485	0	283,485		

2 その他の職種

規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A-B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・ 職種 労働 関係	電話交換手	x	x	x	x	x	
	自家用乗用自動車運転手	x	x	x	x	x	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
研究 関係 職種	研究所長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の所の長
	研究部(課)長	-	-	-	-	-	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	2	40.0	439,239	50,000	389,239	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	x	x	x	x	x	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究室(係)長を除く。)
	研究員	7	29.8	310,129	49,223	260,906	
	研究補助員	-	-	-	-	-	
医療 関係 職種	病院長	x	x	x	x	x	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	3	64.0	874,863	85,043	789,820	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	10	61.3	886,077	95,371	790,706	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	31	42.8	651,650	151,350	500,300	
	歯科医師	2	48.0	745,029	185,429	559,600	
	薬局長	x	x	x	x	x	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	16	37.6	323,755	38,862	284,893	
	診療放射線技師	25	41.2	315,833	25,541	290,292	
	臨床検査技師	23	40.8	305,045	38,340	266,705	
	栄養士	19	37.7	256,105	8,800	247,305	
	理学療法士	42	36.2	290,168	3,768	286,400	
	作業療法士	27	32.7	269,196	2,837	266,359	
	総看護師長	2	58.5	488,008	0	488,008	部下に看護師長5人以上
	看護師長	25	50.4	434,216	20,414	413,802	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	84	37.6	320,524	42,321	278,203	
准看護師	16	53.2	323,966	10,576	313,390		
教育 関係 職種	大学 学長	3	63.7	672,987	0	672,987	
	大学 教授	14	55.2	475,701	0	475,701	
	大学 准教授	7	47.3	467,630	2,081	465,549	
	大学 講師	11	42.5	369,252	869	368,383	
	大学 助教	11	37.5	328,501	701	327,800	
	大学 助手	-	-	-	-	-	
	高校 校長	x	x	x	x	x	
	高校 教頭	x	x	x	x	x	
高校 教諭	27	42.3	422,174	0	422,174		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	—	—
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

第 14 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	項目 採用あり	初任給の改定状況		
		増 額	据置き	減 額
		大 学 卒	38.0	(73.0)
高 校 卒	30.9	(67.7)	(32.3)	(0.0)

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第 15 表 民間における賞与の配分状況

(単位：%)

課 長 級		係 員 級	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
45.5	54.5	49.9	50.1

第 16 表 民間における在宅勤務関連手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

(単位：%)

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当 を支給する	在宅勤務関連手当 を支給しない	在宅勤務を 実施していない
	34.4	(7.4)	

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務関連手当の支給の検討状況

(単位：%)

検討している	検討していない
14.4	85.6

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務関連手当を支給しない事業所を100とした割合である。

3 生計費関係資料

標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

（１）標準生計費の費目

標準生計費は、次の５つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	…	食料
住居関係費	…	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	…	被服および履物
雑費Ⅰ	…	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	…	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

（２）費用別、世帯人員別標準生計費の算定

２人～５人世帯については、家計調査における令和４年５月から令和５年４月までの費目別平均支出金額（世帯人員を４人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、１人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

（参考）費用別、世帯人員別生計費換算乗数

令和４年１月～令和４年１２月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が１人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ４人世帯の費目別平均支出金額で除して費用別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	30,470 円	30,720 円	48,380 円	66,040 円	83,680 円
住居関係費	37,150	39,520	35,910	32,300	28,690
被服・履物費	4,090	2,790	4,500	6,220	7,940
雑費 I	18,250	18,990	36,360	53,740	71,110
雑費 II	10,690	12,480	17,350	22,240	27,110
合計	100,650	104,500	142,500	180,540	218,530

その2 全国

【令和5年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	33,220 円	33,500 円	52,750 円	72,000 円	91,240 円
住居関係費	46,640	49,610	45,080	40,550	36,020
被服・履物費	5,760	3,920	6,340	8,760	11,180
雑費 I	24,830	25,830	49,460	73,090	96,720
雑費 II	10,460	12,220	16,990	21,770	26,540
合計	120,910	125,080	170,620	216,170	261,700

第18表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.813	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費 I	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費 II	0.227	0.315	0.404	0.493

4 労働経済関係資料

第19表 労働経済指標

項目		年月	令和4年										令和5年					
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
民間給与・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全産業	現金給与総額	全 国	金額 (円)	321,785	314,136	561,918	439,461	313,414	314,098	312,841	328,417	702,042	316,337	309,496	335,655	324,953	
				前年同月比 (%)	2.6	1.7	2.7	3.3	2.5	3.1	2.4	3.0	5.0	2.1	1.4	1.4	1.0	
			福 井 県	金額 (円)	300,592	291,942	479,584	421,621	286,347	291,654	289,304	298,384	654,661	279,343	278,383	306,651	288,308	
				前年同月比 (%)	4.1	4.4	△ 9.5	4.0	1.1	1.3	1.0	△ 1.8	0.1	△ 2.5	△ 1.6	△ 3.5	△ 4.0	
			きまって支給する給与	全 国	金額 (円)	307,905	301,194	304,007	303,699	301,851	304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867
				前年同月比 (%)	2.5	0.2	2.3	2.0	2.3	2.6	2.3	2.6	2.5	1.7	1.4	1.0	1.0	
			福 井 県	金額 (円)	290,191	282,990	285,512	279,943	280,824	280,815	284,118	284,920	284,041	277,990	276,777	277,827	281,426	
				前年同月比 (%)	3.4	3.4	2.0	△ 1.4	1.2	1.2	0.9	0.5	2.1	△ 0.1	△ 1.7	△ 2.6	△ 3.0	
		製造業	きまって支給する給与	全 国	金額 (円)	332,585	323,723	328,671	329,687	325,718	328,836	331,244	331,797	331,183	325,419	328,512	331,383	335,500
					前年同月比 (%)	0.5	0.2	0.2	△ 0.2	△ 0.3	0.5	1.0	0.3	0.0	0.6	0.7	1.0	0.9
				福 井 県	金額 (円)	310,427	298,862	300,926	299,224	296,657	300,584	300,462	303,705	300,692	295,023	297,405	299,795	305,678
					前年同月比 (%)	9.1	7.4	3.6	3.0	3.2	4.8	0.9	3.7	3.2	△ 1.0	△ 1.3	0.3	△ 1.6
	全産業	総実労働時間数	全 国	(時間)	149.0	137.6	149.6	139.9	139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	
				うち所定外労働時間数 (時間)	12.9	11.7	12.1	10.2	11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	
			福 井 県	(時間)	157.0	143.0	156.3	152.2	142.3	147.6	149.2	150.9	147.2	137.7	142.9	147.7	149.9	
					うち所定外労働時間数 (時間)	14.8	12.8	13.3	12.5	10.4	12.6	12.5	12.6	12.2	11.3	11.6	12.1	12.1
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 (全世帯)	全 国 (集計世帯数 7,301)	金額 (円)	304,510	287,687	276,885	285,313	289,974	280,999	298,006	285,947	328,114	301,646	272,214	312,758	303,076		
			前年同月比 (%)	1.2	2.4	6.4	6.6	8.8	5.9	5.7	3.2	3.4	4.8	5.6	1.8	△ 0.5		
		福 井 市 (集計世帯数 93)	金額 (円)	245,014	258,527	331,299	319,481	287,161	279,874	298,185	237,685	272,962	243,250	225,567	250,077	273,809		
			前年同月比 (%)	18.4	13.9	41.5	37.1	17.2	△ 4.8	25.8	△ 16.9	△ 0.1	△ 7.8	8.5	△ 13.6	11.8		
消費者物価指数 (総務省)	全 国	前年同月比 (%)	2.5	2.5	2.4	2.6	3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5			
	福 井 市	前年同月比 (%)	2.2	1.8	2.1	2.3	2.6	2.6	3.7	3.8	3.8	4.0	2.7	2.8	3.5			
完全失業率 (総務省)	全 国	(%)	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	0.0	2.8	2.6			
	福 井 県	(%)	1.7			1.7			1.7			1.7			1.4			
有効求人倍率 (厚生労働省)	全 国	(倍)	1.24	1.25	1.27	1.28	1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32			
	福 井 県	(倍)	1.87	1.88	1.89	1.90	1.89	1.92	1.90	1.91	1.87	1.90	1.81	1.78	1.84			
鉱工業生産指数 (福井県政策統計・情報課)	全 国	前年同月比 (%)	△ 4.7	△ 2.7	△ 3.0	△ 1.8	5.7	8.7	3.1	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.8	△ 0.6	△ 0.8	△ 0.7			
	福 井 県	前年同月比 (%)	0.8	1.2	△ 2.0	△ 11.5	1.1	△ 7.7	△ 8.3	△ 11.7	△ 16.7	△ 14.6	△ 16.6	△ 19.3	△ 19.7			

(注) 1 民間給与および総実労働時間数については、規模30人以上の事業所を対象とした。
 2 消費支出についての集計世帯数は、令和4年4月から令和5年4月までの1か月平均を示す。
 3 福井県の令和5年4月の完全失業率については、4月から6月の平均を示す。